

SHIROI

白井市第5次総合計画

基本構想
2016-2025

前期基本計画
2016-2020

「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を目指して



平成28年3月

白井市長 伊澤史夫

白井市は、都心と成田空港からそれぞれ約30kmの千葉県北西部に位置し、都心に近いながらも豊かなみどりに恵まれ、良好な住宅地が形成された生活環境の良い都市です。

また、全国でも有数の産地として知られる梨を筆頭に農業が基幹産業として営まれ、世界に誇れる優秀な技術を持つ企業が立地する工業団地、ふるさと産品などを含む地域に根ざした商業があり、農業・商業・工業の産業や住宅地のバランスが取れた、未来に向けさらなる発展の可能性を秘めたまちです。

しかしながら、少子化・高齢化の進展、それに伴う人口減少社会の到来など、本市を取り巻く社会経済情勢は厳しい局面を迎えており、持続可能なまちづくりを進めるためには、より地域の特徴を生かして魅力を高めていかなければなりません。

のことから、本計画は、将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」と定め、その将来像を実現するために、重点的に取り組んでいく「若い世代定住プロジェクト」「みどり活用プロジェクト」「拠点創造プロジェクト」の3つの戦略などを定めたメリハリのあるまちづくりの指針としています。

今後も対話を大切にしながら、市民の皆さんと市が一緒になって、白井市に「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と思える、活力と希望に満ちたまちをつくり、次世代へ継承していきたいと考えておりますので、皆さんの積極的な参加とご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました総合計画審議会の皆さん、そして住民意識調査やタウンミーティング、地区別ワークショップ、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆さんに心より感謝と御礼を申し上げます。



白井市 第5次総合計画 目次

I 序論

1 総合計画策定の趣旨	2
2 総合計画の位置づけ	2
3 総合計画の特徴	3
4 総合計画の構成と期間	4
5 社会経済情勢の変化	5
(1) 人口減少と少子化・高齢化の進展	5
(2) 安全・安心に対する意識の高まり	6
(3) 地球環境問題の顕在化	7
(4) 高度情報化社会の進展	8
(5) 雇用環境の変容	9
(6) 市民参加・協働の進展	10
(7) 地方分権の拡大	10
6 白井市の特性	11
(1) 立地	11
(2) 人口・世帯	11
(3) 産業	12
(4) 自然環境	13

II 基本構想

1 基本理念	16
2 将来像	18
3 まちづくりの基本的視点	20
4 まちづくりの重点戦略	20
5 まちづくりの進め方	22
6 将来人口	23
(1) 将来人口の見通し	23
(2) 目標人口	24
7 将来都市構造	25

III 前期基本計画

1 前期基本計画の概要	28
(1) 計画の位置づけ	28
(2) 計画の構成	28
(3) 計画の期間	28
(4) 計画の体系	28
(5) 財政の見通し	29
(6) 計画の推進にあたっての基本的な考え方	29
■白井市第5次総合計画 前期基本計画の体系	30
2 まちづくりの重点戦略	32
戦略1 若い世代定住プロジェクト	32
戦略1-1 ゆとりある暮らしを支えるまちづくり	33
戦略1-2 働く場を生み出すまちづくり	34
戦略1-3 子育てしたくなるまちづくり	35
戦略2 みどり活用プロジェクト	36
戦略2-1 「魅せる農」のまちづくり	37
戦略2-2 みどりが価値を生み出すまちづくり	38
戦略2-3 みどりがつながるまちづくり	39
戦略3 拠点創造プロジェクト	40
戦略3-1 都市拠点がにぎわうまちづくり	41
戦略3-2 地域拠点がにぎわうまちづくり	42
戦略3-3 拠点がつながるまちづくり	43
■まちづくりの重点戦略と各分野の関係	44
3 まちづくりの進め方	45
進め方1 情報・共有	46
進め方2 持続可能な行財政運営	48
進め方3 参加・協働	50

IV 資料編

1 分野別個別計画の体系	55
2 財政推計（計画策定に係る基礎資料）	56
3 策定の経過	58
4 質問・答申	60
5 総合計画審議会	62
6 策定組織体制	63

I 序論

1 総合計画策定の趣旨

白井市は、長期的展望をもつ計画的かつ効率的な行政運営の指針として「白井市第4次総合計画（平成18年度～平成27年度）」を策定し、将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するため、各種施策を推進してきました。

この間、人口減少社会の到来、少子化・高齢化の一層の進展、地球環境問題の顕在化、高度情報化社会の進展など、白井市を取り巻く社会経済環境は変化しています。

これらの社会経済環境の変化を的確に捉え、長期的展望に立って、市民と目指すべき方向性を共有しながら、ともに持続可能なまちづくりを進める新たな指針として、「白井市第5次総合計画」を策定するものです。

2 総合計画の位置づけ

総合計画は、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位に位置する計画であり、長期的なまちづくりの方向性を示し、市民と連携しながらまちづくりを推進するための指針となるものです。

また、行政における各分野には、様々な個別計画がありますが、これらの個別計画は、総合計画の基本的な方向に沿って策定し、推進していきます。

3 総合計画の特徴

■ 戦略性の高い計画

社会経済環境の変化に柔軟に対応しつつ、限りある資源で多様な市民ニーズに対応するため、これまでの「あれもこれも」とあらゆる施策を網羅した総合計画ではなく、未来に視点を置き、目指すまちの姿を実現するための取り組みを「選択と集中」、行政分野の横断的連携により明らかにした「戦略的」な総合計画としています。

■ 実効性の高い計画

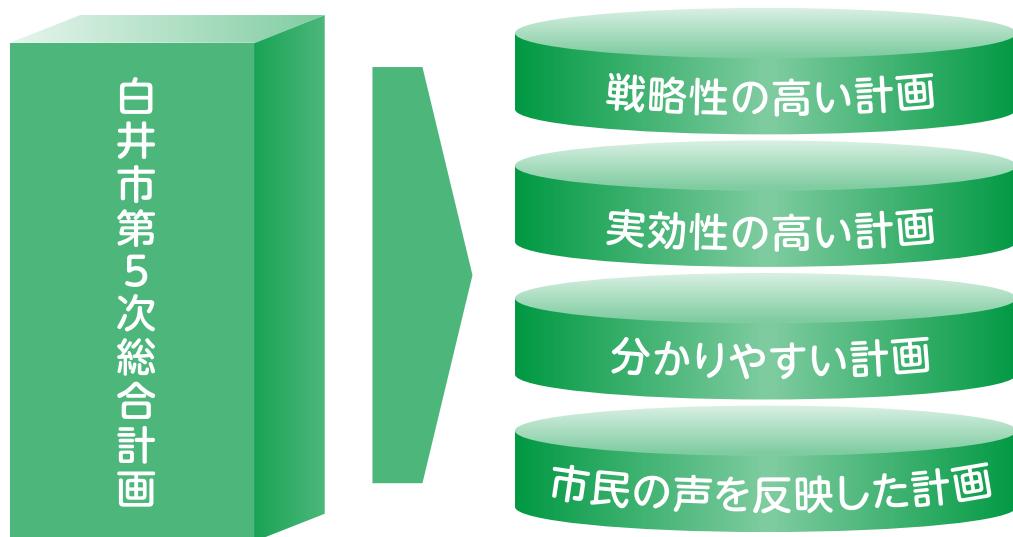
社会経済環境の変化や市民ニーズの動向を的確に捉え、取り組みの優先度の明確化、財政見通しや予算との整合性の確保、実施計画による具体化、進行管理が可能な仕組みづくりなど、実効性の高い総合計画としています。

■ 分かりやすい計画

市民と行政が将来像やまちづくりの方向性を共有し、行政だけでなく、市民、地域など全ての「白井づくり」の担い手が一緒になって考え、行動するための取り組みを示し、市民に身近で、職員にも活用しやすい総合計画としています。

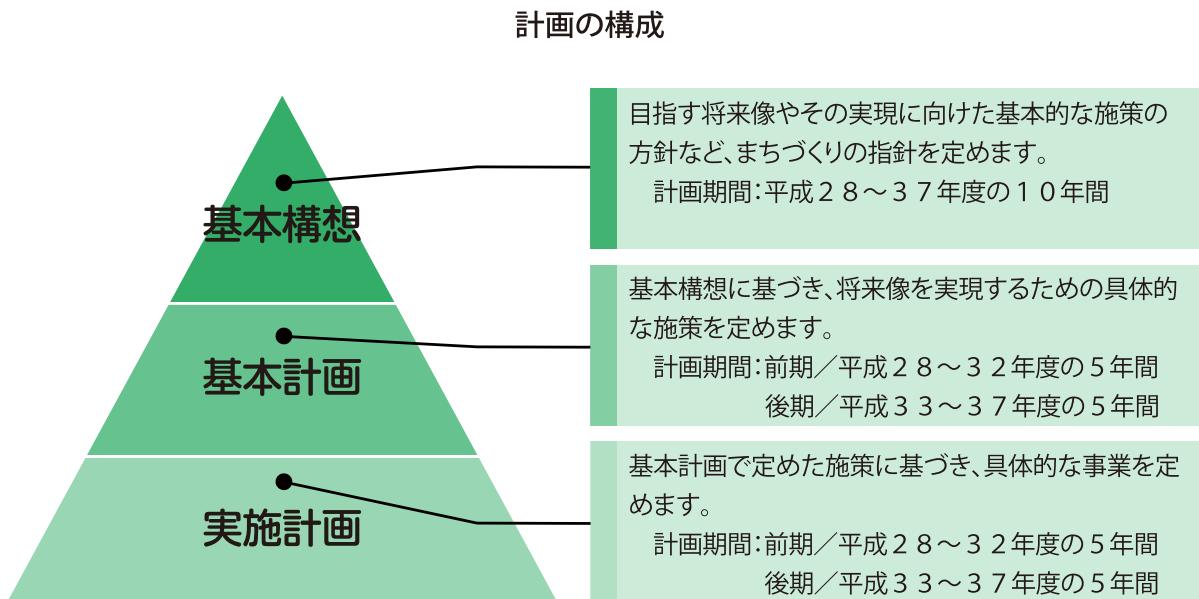
■ 市民の声を反映した計画

住民意識調査などのアンケート調査により市民の意見を把握するとともに、勉強会やタウンミーティングなどにおけるワークショップでは、市民と行政、市民同士の対話を重視するなど、市民の声を反映した総合計画としています。



総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3つの階層から構成します。

それぞれの役割は次のとおりです。



※ 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、社会保障政策や制度についての研究を行っている。

5 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少と少子化・高齢化の進展

日本の総人口は、平成16年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成22年(2010年)に1億2,806万人であった総人口は、平成42年(2030年)には1億1,662万人、平成62年(2050年)には1億人を下回るものと推計されています。

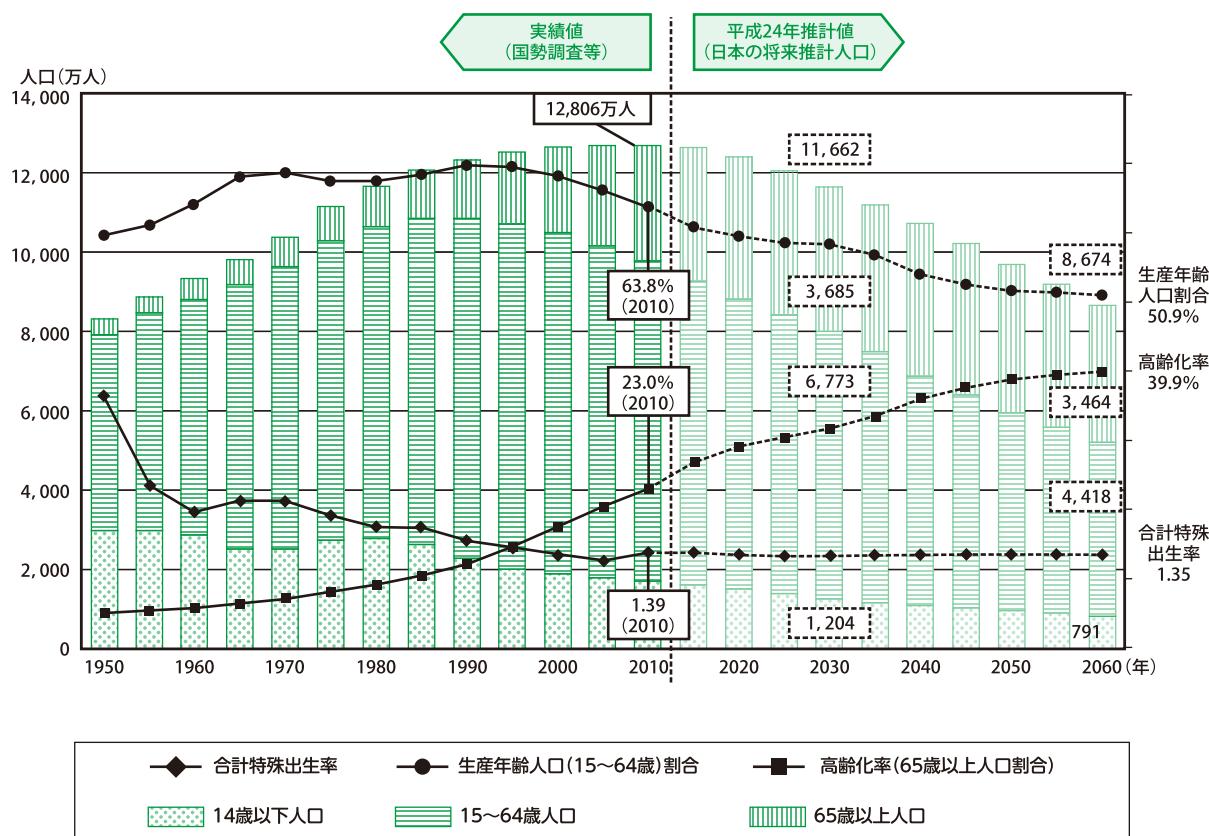
人口問題の中心である少子化・高齢化については、団塊の世代が高齢期を迎えたことや平均寿命の伸長などにより、高齢者人口は急速に増加する一方で、晩婚化・晩産化や合計特殊出生率の低迷などにより、少子化が急速に進んでいます。

こうした人口減少や少子化・高齢化の進展により、消費の縮小や労働力の減少、地域の活力の低下、社会保障費の増加など、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

保育、教育環境の向上など、子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子育て世代等の定住を促進することが求められています。

また、単身高齢者の生活支援や介護サービス等の提供体制の強化をはじめ、地域の貴重な人材として、高齢者の持つ多様な力を活かすことが求められています。

日本の将来人口の推計



(資料) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

※ 団塊の世代

戦後のベビーブーム期に生まれた世代を指し、通常昭和22～24年(1947～1949年)生まれのこと。

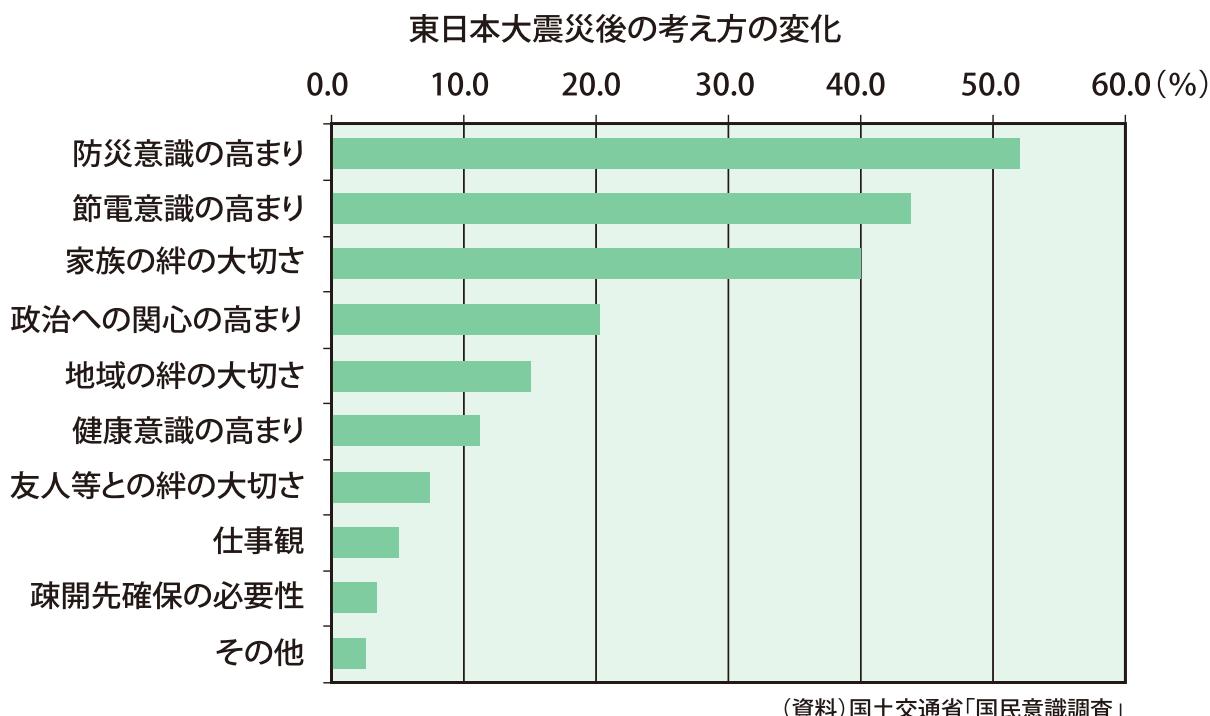
※ 合計特殊出生率

各年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を仮定したもの。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災をはじめ、日本各地で地震や台風、これまでの想定を超える短時間での豪雨など大規模な自然災害が頻発しています。また、自然災害だけでなく、振り込め詐欺、食の安全性の問題や新型インフルエンザなどの感染症なども市民生活の脅威となっており、人々の安全・安心に対する意識が高まっています。

危機管理体制の強化、地域の防犯力を高める取り組みの推進、市民に対する適切な情報提供など、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みを進めていくことが求められています。



※ 温室効果ガス

地表から放射された赤外線を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。国連気候変動枠組条約の京都議定書では、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF_6) の 6 種類、また平成 25 年からの第二約束期間では三フッ化窒素 (NF_3) を追加した 7 種類が削減すべき温室効果ガスとされているが、総排出量の 9 割以上 (CO_2 換算) を二酸化炭素が占めている。

(3) 地球環境問題の顕在化

* 温室効果ガスの排出による地球温暖化、オゾン層の破壊、森林減少、生物多様性の喪失など、地球環境問題が顕在化しています。

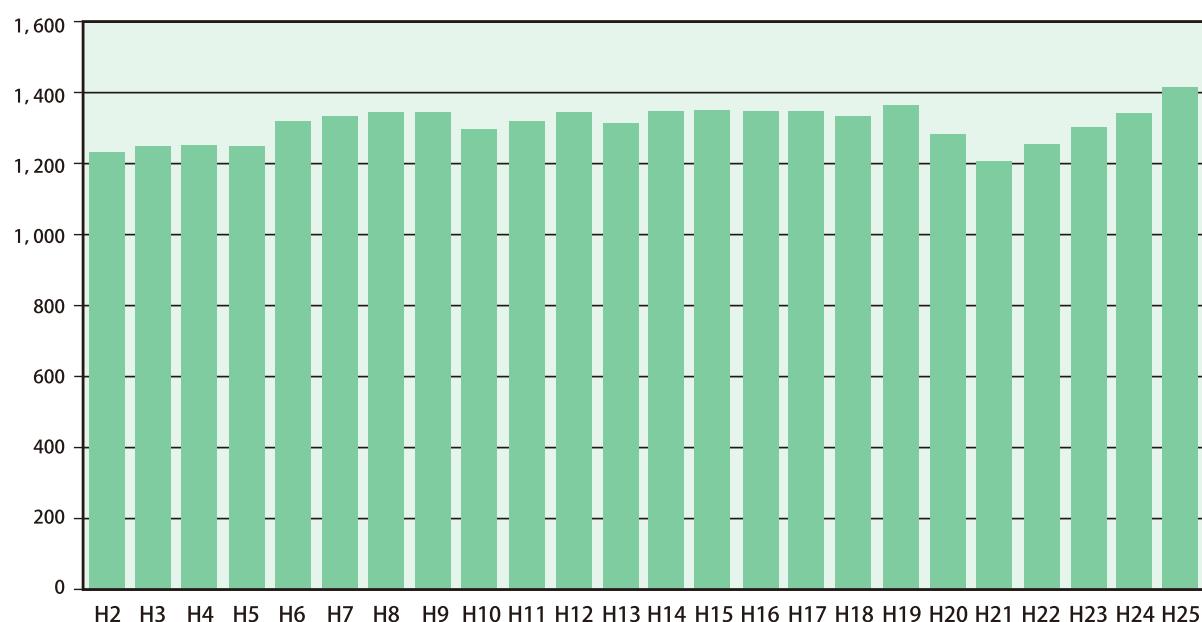
地球温暖化を抑制するため、平成27年には気候変動枠組み条約に加盟する196カ国・地域のすべてが、各国の状況に応じて自主的削減目標を設定し、国内対策を実施することを義務づけたパリ協定が締結されており、我が国も平成42年までに平成25年比で26%の温室効果ガスを削減する目標を国連に提出しています。

また、福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策を見直すきっかけとなり、再生可能エネルギーに注目が集まっています。

* 自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換など、環境に配慮した循環型社会に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

温室効果ガス排出量の推移

(百万トンCO₂換算)



(資料)環境省

※ 再生可能エネルギー

太陽光発電、地熱発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用など自然に再生するエネルギーのことで、環境特性に優れている。

※ 循環型社会

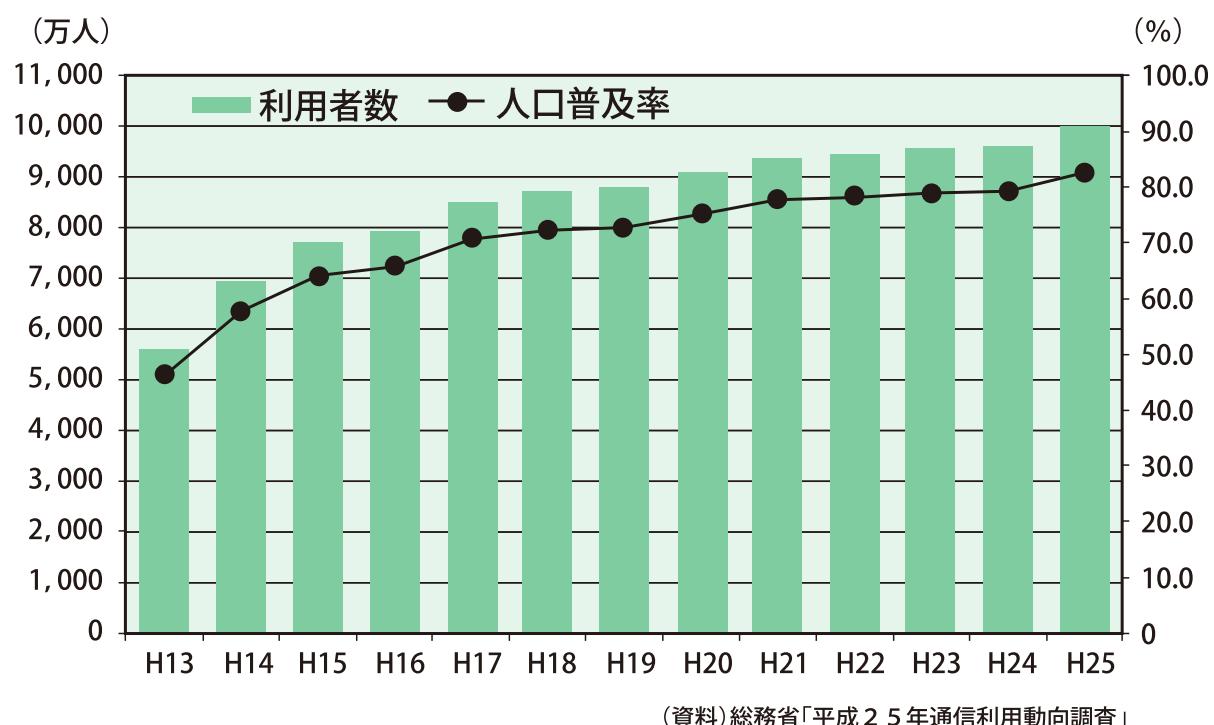
有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

(4) 高度情報化社会の進展

インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及など、情報通信技術の進歩によって、情報伝達が時間と場所の制約を超えて行われるようになり、家庭や仕事など社会生活の様々な場面に大きな変化を与えています。その一方で、情報格差、不正アクセスやコンピューターウィルスによる情報漏えい、ネット依存などの問題も発生しています。

情報セキュリティの強化や情報格差の解消に対応しながら、情報通信技術を重要な社会基盤として認識し、市民の利便性の向上や行政の一層の効率化に向けて、積極的に活用することが求められています。

インターネットの利用者数及び人口普及率の推移

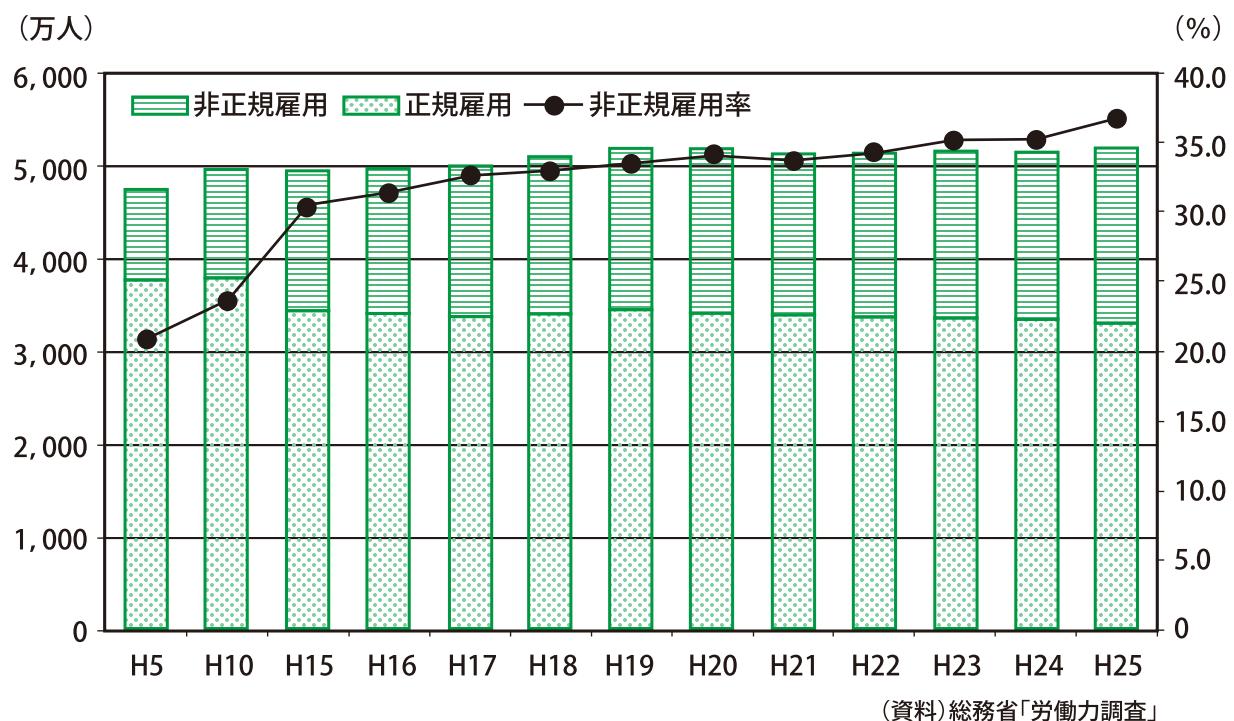


(5) 雇用環境の変容

終身雇用や年功序列制などの雇用慣習が崩れ、また、就業意識の変化により、雇用形態が多様化してきています。非正規雇用者の比率が増加する一方で、正規雇用者の比率は減少し続けており、所得をはじめとする社会的な格差が拡大しています。世帯の所得格差が子どもの教育などに影響を与えることで、格差が世代を超えて連鎖、拡大することが懸念されます。

特に若い世代の非正規雇用の拡大は、晩婚化、非婚化、少子化等にも影響を及ぼしていると考えられており、就労支援などの雇用施策を推進することが求められています。

正規雇用者数及び非正規雇用者数の推移



(資料)総務省「労働力調査」

(6) 市民参加・協働の進展

社会の成熟化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、行政が主体となった画一的なサービスでは、全ての市民ニーズに対応することが困難になっています。このような中、市民や地域など様々なまちづくりの主体が、サービスの担い手となることが期待されています。

東日本大震災をきっかけに、地域の絆や互助・共助の重要性が再認識され、積極的に社会に参画し、地域住民と協働しながら活力ある地域づくりに貢献していこうとする気運も見られます。^{*}

様々なまちづくりの主体が、それぞれの特性を活かした適切な役割分担によって連携し、公共サービスを支える仕組みづくりや活動支援など、市民参加・協働を一層進めていくことが求められています。

(7) 地方分権の拡大

平成12年の地方分権一括法の施行以後、中央集権から地方分権に向けた動きが本格化し、国の方への関与の見直し、権限の移譲が進んでいます。地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大し、自らの権限と責任のもとで、主体性や独自性を発揮し、地域の実情を踏まえたまちづくりが可能となっています。

市民ニーズを的確に捉えた効果的で効率的な行財政運営を進めながら、市民と行政が創意工夫を重ね、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めることができます。

※ 協働

市民と市がそれぞれの役割と責任を認め合い、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、共通の目的であるまちづくりの課題解決に向けて協力すること。

※ 地方分権一括法

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、地方分権を推進するために地方公共団体の事務に関する475の法律を一括して改正したもの。これにより、国と地方自治体の役割分担の明確化や権限移譲等が進められることになった。

6 白井市の特性

(1) 立地

白井市は、千葉県の北西部にあって、東京都心や成田空港まで、約30kmの距離にあります。

南関東の環状幹線である国道16号と、成田空港と都心を結ぶ国道464号が縦横に走るとともに、北総線が成田空港線や京成線・都営浅草線・京急線を通して、成田空港と羽田空港に直結するなど、東京の2つの空の玄関口に近いという特徴を持っています。



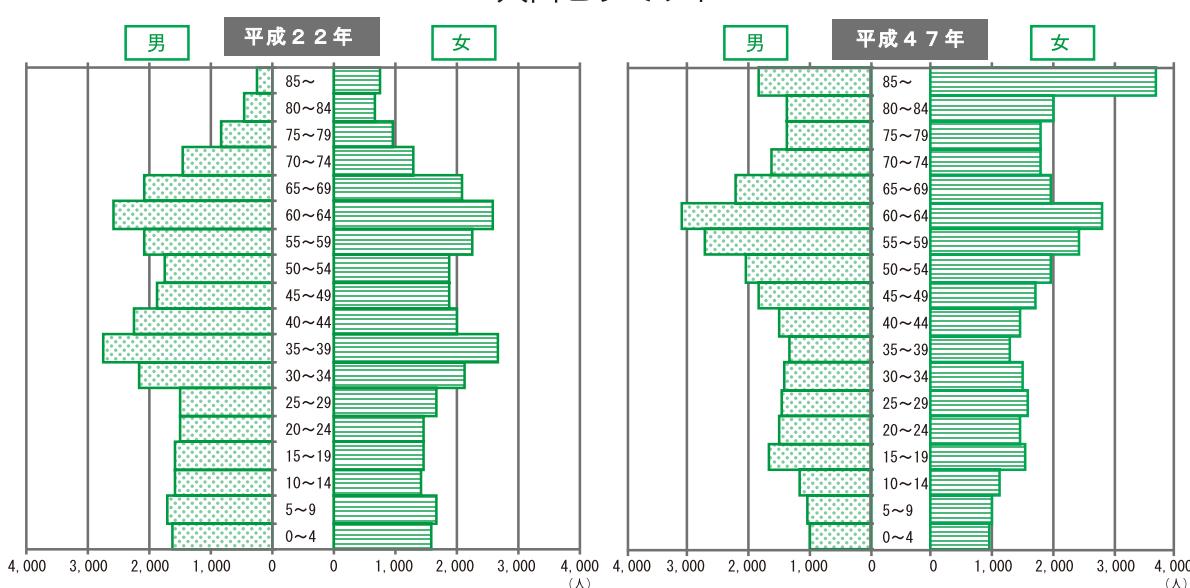
北総線については、その高運賃問題対策など利便性の向上に対する市民ニーズが高くなっています。

(2) 人口・世帯

白井市は、昭和54年のニュータウンの街開き当初に入居した団塊の世代と、近年の開発で入居してきた団塊ジュニア世代の人口比率が高いという特徴を持っています。^{*}

すでに団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化率が21%を超える超高齢社会に突入しています。さらに、平成47年には団塊ジュニア世代が高齢期を迎えることから、高齢化率は31%を超えることが予測されています。

人口ピラミッド



(資料)市人口推計報告書(平成26年12月)

また、世帯についてみると、夫婦と子どもからなる世帯が4割強と多い一方、若年層や高齢者層では単独世帯の比率が高く、75歳以上では3割弱を占めています。

※ 成田空港線

東京都葛飾区の京成高砂駅と成田市の成田空港駅を結ぶ鉄道路線。成田国際空港へのアクセス路線ということをアピールするため「成田スカイアクセス線」という愛称で呼ばれている。

※ 団塊ジュニア世代

昭和46~49年(1971~1974年)までの第二次ベビーブームに生まれた世代(第一次ベビーブームの団塊世代の子どもの世代)。

※ 超高齢社会

明確な定義はないが、一般に総人口に占める65歳以上の人口の比率が21%以上である社会のこと。なお、高齢化率が7%以上の社会は「高齢化社会」、14%以上の社会は「高齢社会」と呼ばれる。

(3) 産業

白井市は、もともと農業地域で、北部の金山落、中央部の神崎川、南部の二重川に沿って帯状に水田が広がり、台地には山林や畠が広がっています。特に、関東ローム層という火山灰土壌で、水はけが良いため、梨の栽培に適しています。

また、昭和42年及び昭和48年に工業団地が整備され、工場立地が進むとともに、小売業を中心に関連業が発達するなど、農業・商業・工業のバランスのとれた産業構造となっています。

近年、農業については、農家数、経営耕地面積及び農業従事者数が、いずれも減少し続けています。

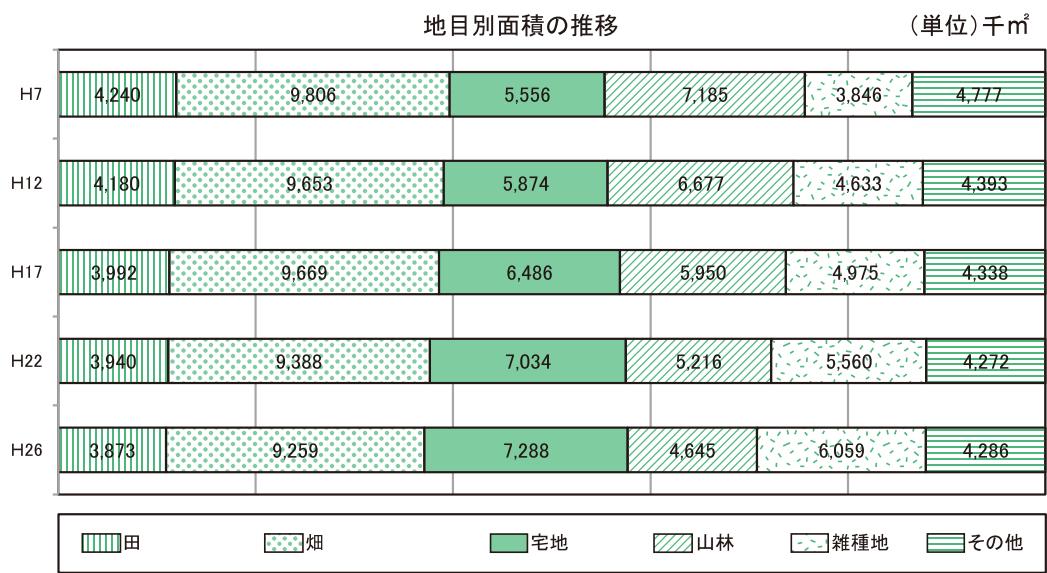
商業については、事業所数及び従業者数が増加傾向にあります。工業については、年により変動するものの、事業所数は減少傾向、従業者数はおおむね横ばいで推移しています。



(4) 自然環境

白井市は、国道16号より北側の農業を中心とした地域と、南側の住宅地を中心とした地域に大別されます。東京近郊にありながら、市域の半分以上に農地や山林が広がり、みどりが豊かであるという特徴をもっています。

近年、開発等により宅地が増加する一方で、田、畠や山林が減少しています。



(資料)課税課



桜台小学校 4年 並木 耀大さんの作品

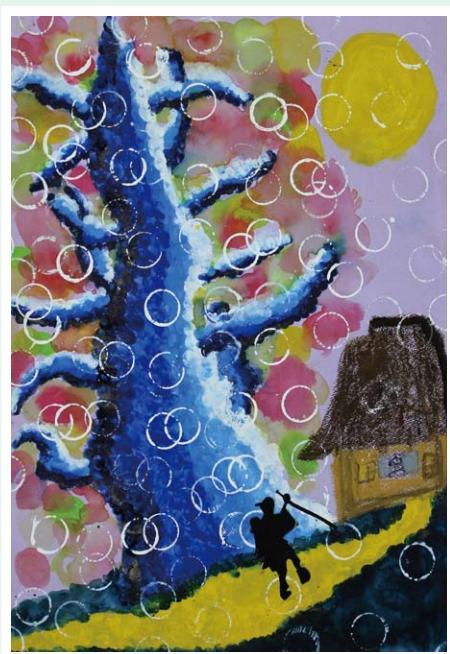


七次台小学校 3年 横山 莉菜さんの作品

II 基本構想 2016-2025



南山小学校 5年 緒方 和久仁さんの作品



白井第三小学校 3年 河口 心咲さんの作品

1 基本理念

まちづくりの基本理念とは、白井市のまちづくりに対する基本的な考え方です。

白井市を取り巻く環境は、社会経済情勢によって変わります。しかし、まちづくりには、いつの時代においても変わらない大切なことがあります。それは、「市民一人ひとりがそれぞれの幸せを実感できること」です。

「あなたにとっての幸せとは何ですか?」と聞かれたら、皆さんはどのように答えるでしょうか。家族みんなで仲良く暮らしていること、経済的に豊かであること、夢に向かってチャレンジしていること、心身ともに健康で自分らしく生きること。

求める幸せの形は、価値観やライフステージにより様々です。

白井市は、これまで第4次総合計画で、市民とともに安心して、健康で快適に暮らせるまちづくりを進めてきました。

白井市を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化の進展、地球規模の環境問題の顕在化、安全・安心に対する意識の高まりなど変化しています。

このような中にあっても、子どもから高齢者までのだれもが、暮らしの安心が守られていること、健康で活躍できること、自分らしく快適な生活を送ることが、様々な幸せを支える根底にあると考えます。

そこで、今後もこれまでのまちづくりを継承し、「安心」、「健康」、「快適」の3つを基本理念として掲げます。

安心

市民だれもが住みなれた地域で安心して暮らせることが、まちづくりにおいて重要です。人々が感じる安心には、犯罪や事故に遭わないこと、地域で相談できる人がいること、将来の生活に不安がないことなど、様々な要素が含まれています。

白井市は、これまで大きな災害が起きていません。また、市役所を中心としたエリアに消防機能があり、さらに警察や医療施設が至近に立地する予定です。これらの特性を活かし、様々な機能の柔軟で機動的な連携体制を構築します。

そして、子育て、教育、就労など、子どもから高齢者までのだれもが、そのライフステージに応じて安心を実感できるまちづくりを目指します。

健康

市民だれもが健康に暮らることは、安心と同様に、まちづくりにおいて重要です。人々が感じる健康には、病気にならないこと、悩みや不安がないこと、生きがいがあることなど、様々な要素が含まれています。

市民が健やかな生活を送るために、年齢を問わず健康づくりのための総合的な取り組みや、心の健康を維持するための取り組みなどを進めます。

そして、市民一人ひとりが心身ともに健康で、地域やまち全体が健康であるまちづくりを目指します。

快適

安心と健康が備わると、次は快適です。人々が感じる快適には、自然の風景のある暮らし、買い物の便利さ、移動の便利さなど、様々な要素が含まれています。

白井市は、都市と自然が良好なバランスで共存しています。環境保全を進め、豊かなみどり、河川などを活かして、都市の快適さと自然の快適さを追求します。

そして、それぞれの快適さが融合することにより、市民一人ひとりが各々の快適さを実感できるまちづくりを目指します。

2 将来像

将来像は、白井市が目指す10年後の姿です。

白井市は、これまで千葉ニュータウン事業^{*}により人口が増加し、社会基盤整備が進んできました。そして、千葉ニュータウン事業が収束した今、人口の減少、少子化・高齢化の進展により、まちの活力が低下することなどが懸念されています。

このような中、これまで築き上げてきたまちを、良好な形で次世代に継承していかなければなりません。

白井市のまちづくりは、これまでの「量」の拡大を基調としたまちづくりから、「質」の向上や地域資源の活用を基調とした持続可能なまちづくりへと、「新たなステージ」に突入します。

まちの特性を活かし、子どもから高齢者までだれもが暮らしに快適を感じ、まちに活力があふれ、「住んでみたい」、「住んで良かった」、「住み続けたい」と思えるまちを創っていくことが必要です。

そこで、将来像を次のように定めます。

ときめきと みどりあふれる 快活都市

市民とみどりは、白井市の財産です。

今あるみどりを守り、まちの風景として育み、“みどり”あふれるまちづくりを進めていくことが大切です。

市民一人ひとりが生活の快適を感じ、みどりとのふれあいがその快適さを高め、暮らしを楽しむ“ときめき”あふれるまちづくりを進めます。

そして、人のつながり、みどりとのふれあいが人、地域そしてまちの活力を生み出し、だれもが「快適」で「活力」あるまちを愛し、誇り、新しいことにチャレンジする“ときめき”あふれるまちづくりを進めます。

* 千葉ニュータウン事業

白井市、船橋市、印西市の3市にまたがる区域の新住宅市街地開発事業(住宅用地及び業務用地を計画的に供給することを目的とする都市計画事業)で千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行。事業が昭和44年から開始され、平成26年3月をもって事業収束した。

快

- ・買う、食べる、遊ぶ、学ぶ、働く、住むといった様々な生活場面で快適さを感じる
- ・自然の中で、人々が憩い、快適な時間を過ごしている

活

- ・人がつながり、みどりとふれあい、人の活力が生まれる
- ・人の活力がつながり、地域の活力が生まれる
- ・地域の活力がつながり、まちの活力が生まれる

快活都市

ひとつひとつは小さな存在でも、それがつながることで、大きな力を発揮する。
小さな“みどり”がつながり、つながった“みどり”が、まちの心地よさや活力を高める。
人がつながり、つながった人々は、コミュニティをつくり、輝き、さらにまちを良くしようと動き出す。
そんな動きが集まり、人もまちも元気になり、まちに“ときめき”があふれる。

こうした相乗効果が期待できるまちづくりを進め、「ときめきとみどりあふれる 快活都市」を実現します。

3 まちづくりの基本的視点

白井市の特性と課題、市民ニーズ、社会経済情勢等を踏まえて、将来像の実現のために基本となるまちづくりの視点を次のように定めます。

若い世代・定住	若い世代が定住し、にぎわいや活力を生み出す
農・みどり	「農」を中心とした産業、豊かなみどりや河川が、快適さや活力を生み出す
にぎわい・交流	人が集い、人と人とのつながりが、にぎわいや活力を生み出す
拠点・移動	人が集う拠点や、移動しやすい環境が、快適さや活力を生み出す
風景・憩い	自然を活かした憩いの場や、ほっとする風景が、快適さや活力を生み出す

4 まちづくりの重点戦略

まちづくりの基本的視点を踏まえて、将来像の実現に向けて、白井市が重点的に取り組んでいく戦略を次のように定めます。

戦略1 若い世代定住プロジェクト

快適な生活空間の創出、子育てを安心して楽しめる環境づくり、質の高い教育環境づくり、活躍の場づくりなど、単身世帯・子育て世代など若い世代の定住を促進するまちづくりを進めます。

戦略2 みどり活用プロジェクト

環境保全の取り組み、みどりを活かした憩いの場づくり、みどりとしての農地の保全、農の営みを活かした風景づくり、農産物の地産地消や加工等による高付加価値化^{*}の取り組みなど、まちのみどりを活かしたまちづくりを進めます。

戦略3 拠点創造プロジェクト

駅前や市役所周辺の都市拠点づくり、サロンなど目的に応じて人が集まる場や空間づくり、市内外の人が交流する拠点づくり、交通弱者でも移動しやすい環境づくりなど、様々な拠点があるまちづくりを進めます。

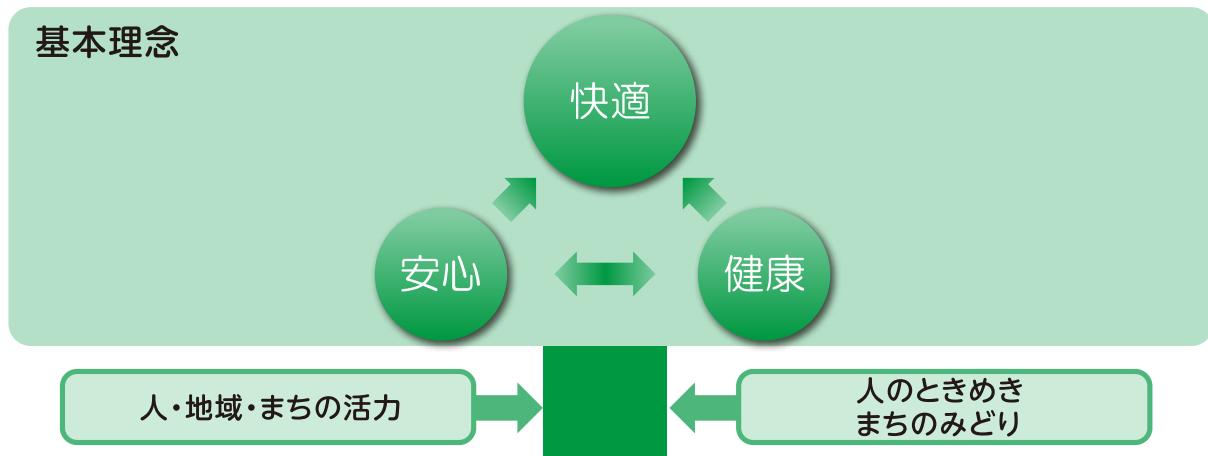
※ 地産地消

地域生産地域消費、地元生産地元消費などの略。白井市内で作られた農産物等を白井市内で消費すること。

※ 高付加価値化

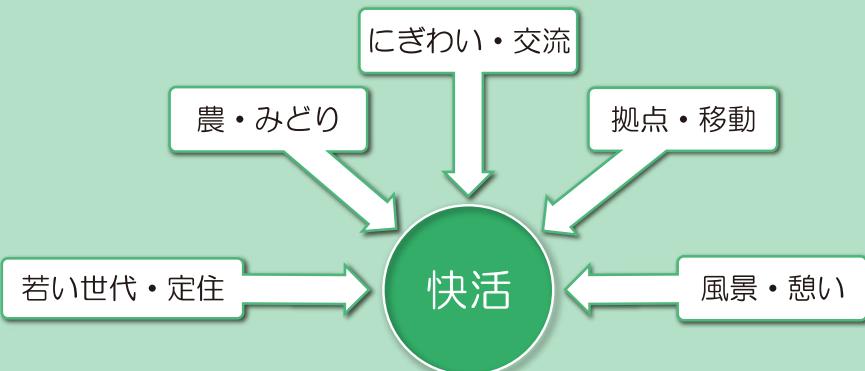
販売しようとする産物や商品に、価格が高くても購買者に満足を与える価値を付与すること。

基本理念

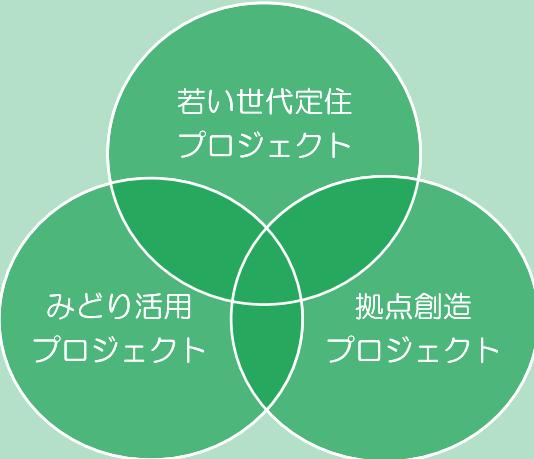


将来像 ときめきと みどりあふれる 快活都市

まちづくりの基本的視点



重点戦略



※ サロン

地域の中で、生きがい活動や元気に暮らすきっかけを見つけたり、地域の人同士のつながりを深める自主活動を行う場の総称。

5 まちづくりの進め方

将来像の実現に向けて、まちづくりの進め方を次のように定めます。

進め方1 情報・共有

情報は、まちづくりを進める上で重要な要素です。市民に分かりやすい情報を発信するだけではなく、市民の声を広く聞き、市民と行政がまちの情報を共有することが必要です。

市民と行政の間に双方向の情報の流れをつくり、情報を共有し、ともにまちの魅力を発信するまちづくりを進めます。

進め方2 持続可能な行財政運営

人口の減少や高齢化の進展などにより、厳しい財政状況が予想される中、^{*}自主財源の確保、事業の選択と集中による効果的な財源の配分を進め、効率的な行財政運営に努めることが必要です。

そして、市民と行政が一体となって、創意工夫を凝らし、限りある資源を有効に活用し、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な行財政運営を進めます。

進め方3 参加・協働

地方分権の進展により、自立したまちづくりが求められる中、市民が積極的にまちづくりに参加し、市民と行政がそれぞれの特性を活かした役割分担や連携のもとで、協働して、白井市らしいまちづくりを進めることができます。

市民は、まちづくりの主役です。市民と行政がともにまちを想い、対話し、歩み、創るまちづくりを進めます。

※ 自主財源

市が独自に収入額を調達することができる収入。市税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・繰入金・繰越金などがある。

※ 地方分権

国の権限や財源を地方(都道府県や市町村)に移して、地方の自主性・自立性を高めること。

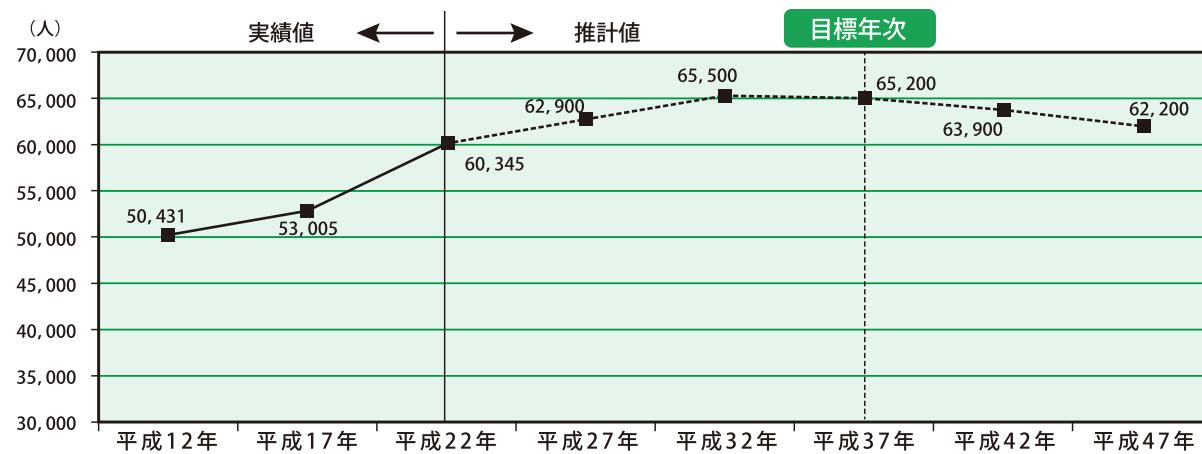
6 将来人口

(1) 将来人口の見通し

総人口

本基本構想の目標年度である平成37年の白井市の総人口は、65,200人と推計されます。白井市的人口は、平成32年までは人口流入等により増加しますが、その後は減少に転じるものと見込まれます。

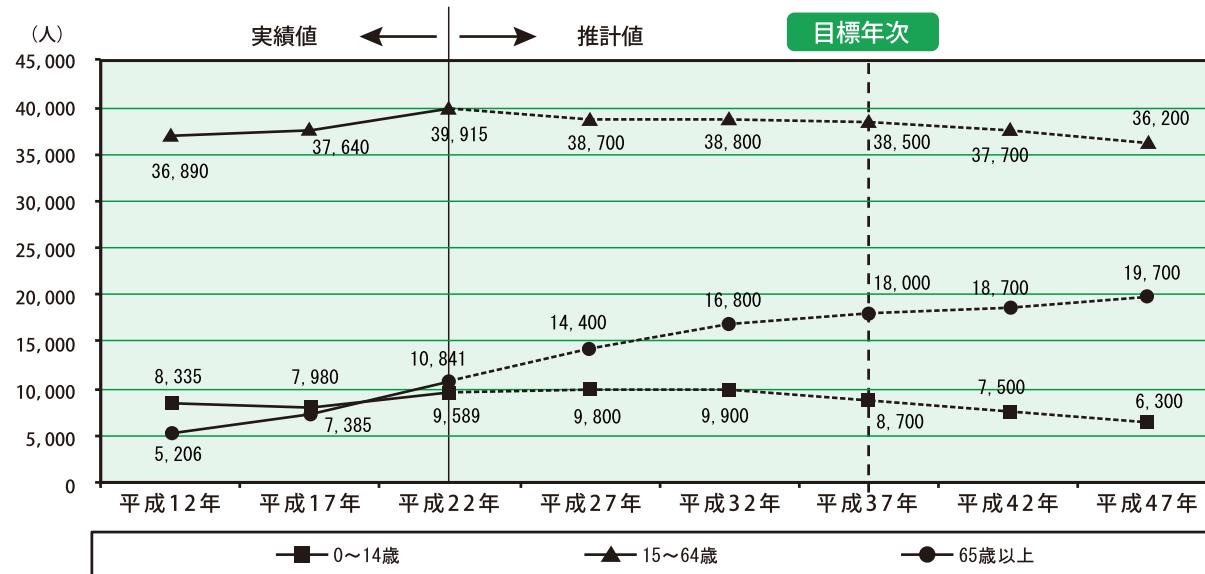
総人口の将来推計



年齢3区分別人口

年齢3区分別人口については、65歳以上の高齢者人口が増加する一方で、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少するものと見込まれます。

年齢3区分別人口の将来推計



(2) 目標人口

白井市の総人口は、平成32年以後減少に転じ、また、少子化・高齢化の進展に伴い、生産年齢人口も減少に転じるものと推計されています。

地域・まちの活力を向上させていくには、若い世代の流入を増やし、一定の人口規模を維持することが重要です。

しかし、国全体で人口減少時代に突入している中、若い世代の流入を増やすことは、簡単ではありません。

白井市は、本基本構想に掲げた3つの重点戦略を着実に推進することにより、市街化区域における未利用地などへの若い世代の流入を進め、総人口を維持することを目指し、平成37年の目標人口を次のように定めます。^{*}

目標人口(平成37年) 65,500人

※ 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び概ね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域。千葉ニュータウン地域、西白井地域、白井地域や富士地域。

7 将来都市構造

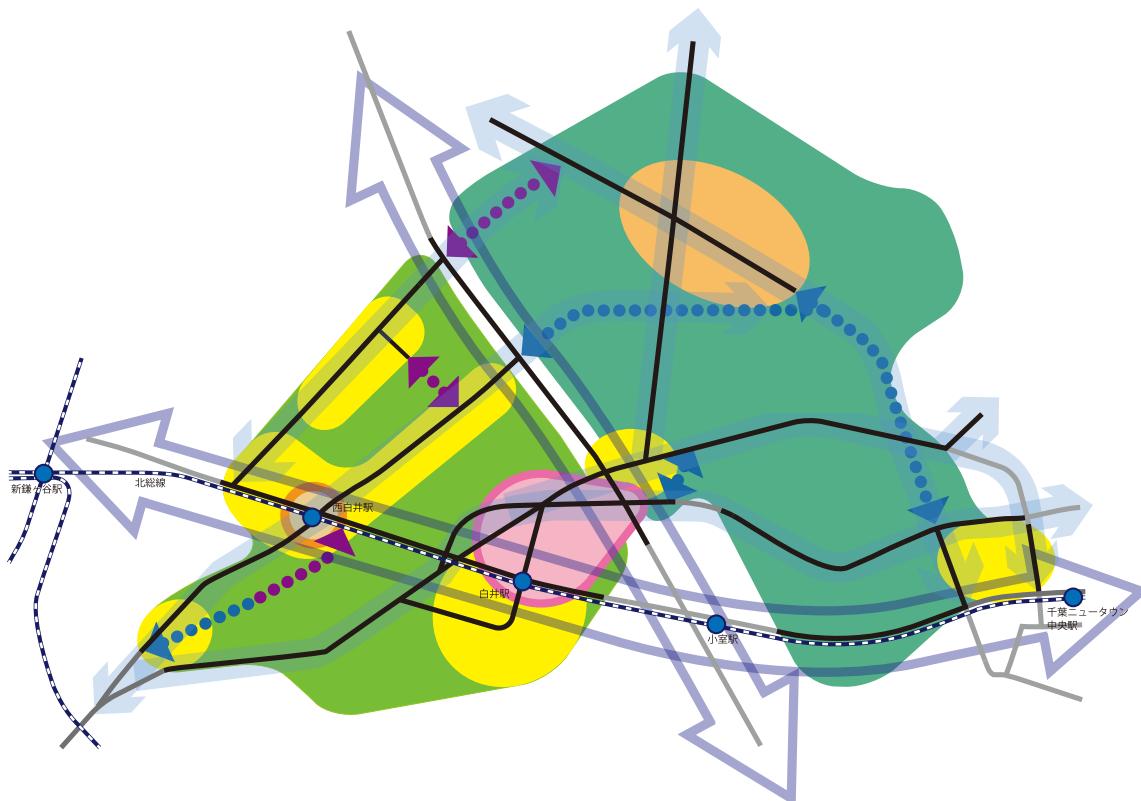
将来像の実現に向けて、将来都市構造を次のように定めます。

白井市には、大きくは田園風景が残る緑農ゾーンと緑の中で市街地が形成されている緑住ゾーンがあることから、それぞれの魅力、特性にあつたまちづくりを進めます。

中心都市拠点では、白井市全体の中心となるように、コンパクトでにぎわいのある拠点づくりを進めます。生活拠点では、地域住民の暮らしを支える拠点づくりを進めます。

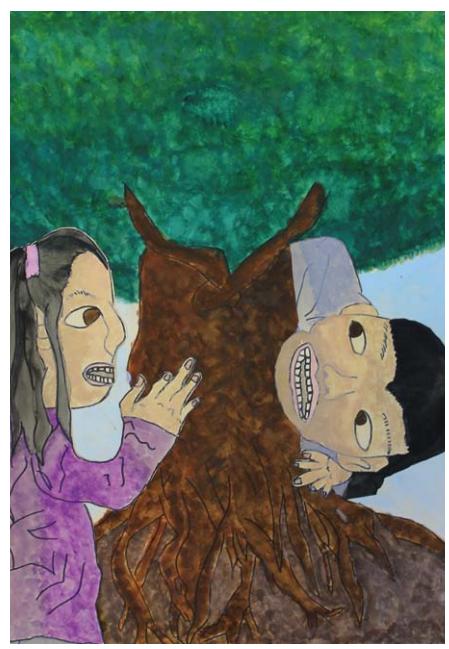
各地域と中心都市拠点や生活拠点を結びつける軸や市内の様々な特性をもつた地域が交流できる軸の整備を進めます。

将来都市構造図



凡 例

	緑住ゾーン		緑農ゾーン		市街地ゾーン (住居系)		市街地ゾーン (産業系)
	広域幹線軸		地域軸		中心都市拠点		生活拠点
	幹線・主要道路		構想道路		計画道路		



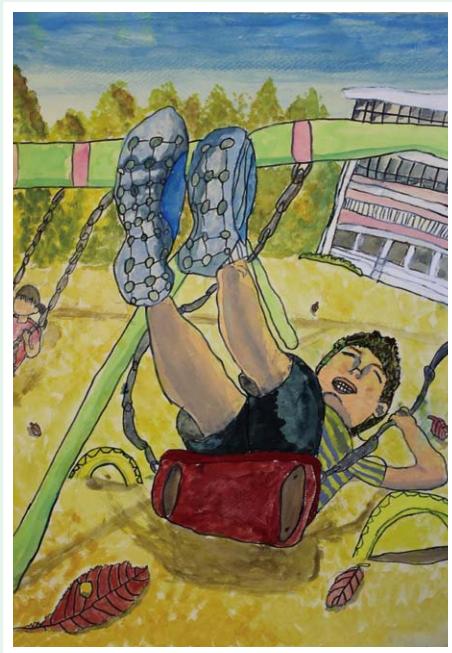
池の上小学校 4年 畑中 莉央さんの作品



大山口小学校 2年 水嶋 絵梨香さんの作品



白井第一小学校 1年 大菅 麟太郎さんの作品



白井第二小学校 4年 福田 悠介さんの作品



清水口小学校 2年 飯塚 千耀さんの作品

III 前期基本計画 2016-2020

1 前期基本計画の概要

(1) 計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した将来像「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を実現するために定めた「まちづくりの重点戦略」に沿って、白井市が特に力を入れて取り組む施策について示したものです。

(2) 計画の構成

前期基本計画は「まちづくりの重点戦略」と「まちづくりの進め方」の2つで構成しています。

基本構想に位置づけた3つの重点戦略を実現するための具体的な取り組みを「まちづくりの重点戦略」として示しています。

事業等の実施にあたって、行政や市民等が常に意識しなければならない考え方を「まちづくりの進め方」として示しています。

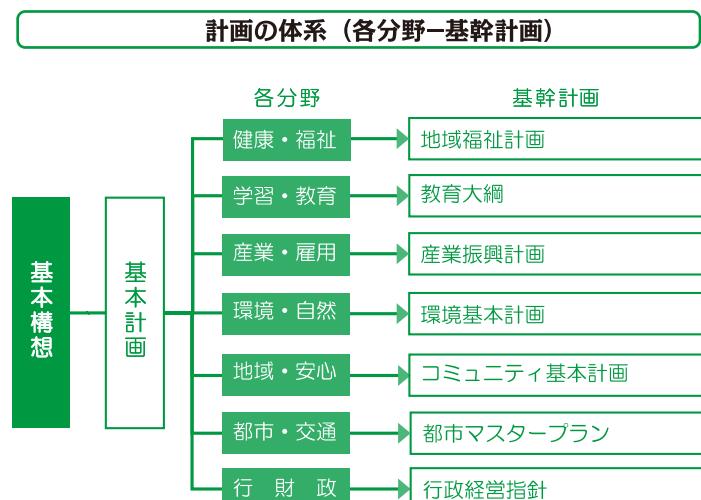
(3) 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間のうち、平成28年度から32年度の5カ年とします。

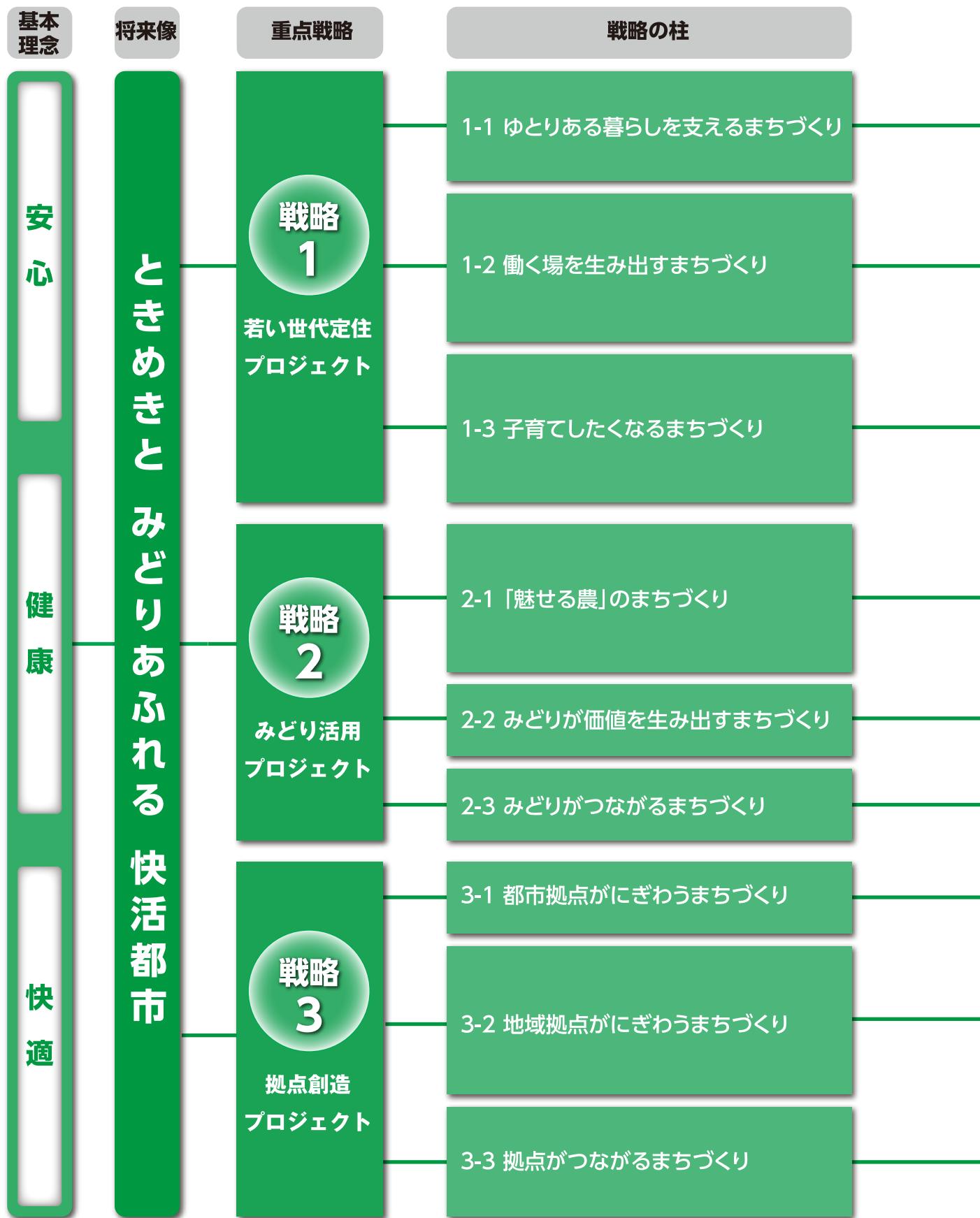
(4) 計画の体系

白井市の計画には、本計画のほかに、各分野の施策を示す個別計画があります。

個別計画のうち、各分野の大きな方針を示した計画（基幹計画）は各分野における施策の方向性を示す役割をもっていることから、今後、基幹計画の策定や見直しを進めます。そして、右図のように基本構想・基本計画を頂点とした計画の体系化を進め、それぞれの計画が基本構想に掲げた将来像を共通の目指すべき目標として、連携して実現することを目指します。



白井市第5次総合計画 前期基本計画の体系



目標実現に向けた取組

まちづくりの進め方

- (1)若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境整備の促進
- (2)子ども連れで外出しやすい道路や公園・広場などの機能整備
- (3)みどりや文化資源などを活用した魅力ある暮らしの促進

- (1)工業団地などにおける市民の雇用拡大
- (2)異業種・異分野間のネットワークづくりによる交流・連携の支援
- (3)未利用地や幹線道路沿道等における開発誘導
- (4)起業希望者に対する支援のしくみづくりや起業を意識した学習機会の提供

- (1)利便性の高い場所での保育機会の確保
- (2)子育てに係る経済的負担の軽減
- (3)地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり
- (4)児童・生徒の個性に応じた学力向上など生きる力を育む教育の推進

- (1)多様な形態の農業経営と担い手の支援
- (2)農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化
- (3)駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり
- (4)だれもが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり

- (1)地域での環境保全や創出の取り組みとしてのグラウンドワークの推進
- (2)白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進

- (1)自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用
- (2)市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援

- (1)市役所・白井駅周辺や西白井駅周辺などの地域特性に合わせたにぎわいづくり
- (2)工業団地への産業機能の集積に向けた環境整備

- (1)小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進
- (2)市内の様々な場における世代に関係なく利用できる居場所や交流の場づくり
- (3)地域の人が地域のために身近な生活サービスを提供する地域拠点づくり
- (4)地域の人や団体を活かした生きがいづくりや健康づくりの場の充実

- (1)コーディネーターの発掘・育成
- (2)都市拠点と各地域を結ぶ道路ネットワークの整備
- (3)利便性の良い交通ネットワークの確保

1

情報・共有

白井市の魅力を高め、広く発信していくまちづくりを進めるために、市民と行政が双方向の情報の流れをつくり、情報を共有します。

2

持続可能な行財政運営

厳しい財政状況が予想される中、限りある資源を有効に活用し、経営的視点をもって持続可能なまちづくりを進めます。

3

参加・協働

まちづくりの主役である市民の主体的な取り組みを応援し、対話しながら一緒にまちを創ることにより、自立したまちづくりを進めます。

プロジェクトの狙い

白井市は、千葉ニュータウンの開発により短期間に人口が急増したため、今後、急速に高齢化が進みます。持続可能な魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民の年齢構成のバランスが大切です。

出産や子育てへの支援の充実、市内で働く場づくり、若い世代が住みたくなる住宅や暮らしやすい環境を整えることで、白井市に魅力を感じる若い世代を増やして定住を促進し、世代間バランスのとれた活力あるまちづくりを目指します。

ある一家の風景

若田さん家は、お父さん、お母さん、お兄ちゃんと妹との4人家族です。

ある日、若田さん家では、みんなで朝ご飯を食べた後、お父さんは妹と一緒に白井駅に向かい、駅前の小規模保育所に妹を預けてから、北総線に乗って、東京に仕事に行きました。お母さんは、お兄ちゃんを小学校へ送り出した後、白井の工業団地の会社に出勤しました。

お母さんは、工業団地での仕事を終えて、白井駅前に妹を迎えて行き、家に帰りました。家に帰ると、近くに住むおばあちゃんが小学校から帰ってきたお兄ちゃんの面倒をみててくれていました。

お母さんは、夕食の準備をしながら、お兄ちゃんに「学校は楽しかった?」と聞くと、お兄ちゃんは「今日は、近所のおじちゃんが学校にきて、白井市について教えてくれて、とっても楽しかったよ」と満足顔です。

お父さんが帰ってきて、みんなで夕ご飯を食べながら、明日の休日にどこに行こうかと話していたら、お兄ちゃんが「総合公園に行って、滑り台で遊んだり、走ったりしたい!」と言ったので、お父さんは「じゃあ、腕によりをかけてお弁当を作ろから、みんなで総合公園に行って遊ぼう!」とはりきり、話が盛り上がっています。

取組目標

- 市街地や集落地などが緑や田園空間に包まれ、ゆとりの環境や都心へのアクセスが良いという特性を活かし、子どもや若い世代が白井らしい豊かな暮らしを楽しめる環境を整えていきます。
- みどりの中にある文化資源を活かし、若い世代も含めて白井市の魅力を感じる、ゆとりある良好な暮らしの実現を目指します。

目標実現に向けた取り組み

(1)若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境整備の促進

民間企業等と連携した住宅のリノベーション支援や菜園等が近接した良質な住宅の供給を促進します。

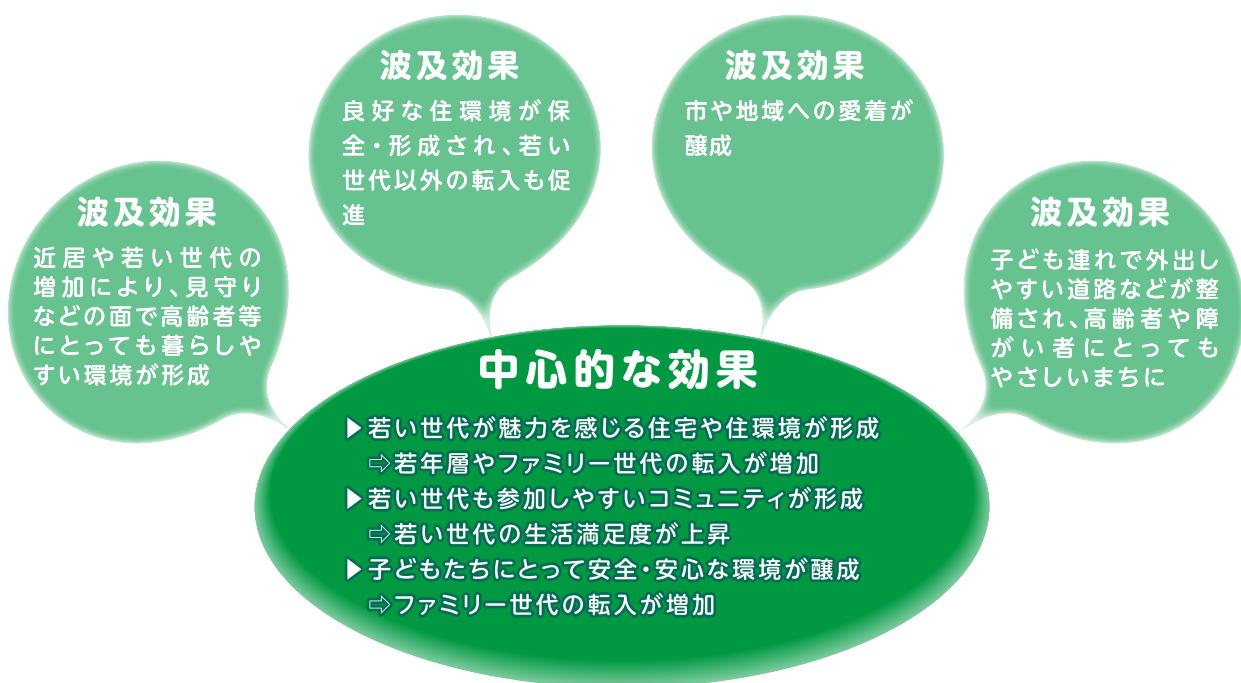
(2)子ども連れで外出しやすい道路や公園・広場などの機能整備

公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公園・広場に子育ての場としての機能を整備し、利用しやすい環境をつくります。

(3)みどりや文化資源などを活用した魅力ある暮らしの促進

市民団体等と連携しながら、若い世代がみどりやその中にある歴史や文化資源の魅力を発見できる機会をつくります。

期待される効果



※ リノベーション

既存の住宅(部屋)に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めること。

取組目標

- 農商工の連携や未利用地等への企業立地の誘導などにより、若い世代の雇用機会を広げます。
- 地域を舞台として多様な世代が様々な活動の実践を通じて新たな事業を起こすなど、地域の中で働く場づくりを進めます。

目標実現に向けた取り組み

(1) 工業団地などにおける市民の雇用拡大

工業団地見学ツアーなどを通じて、工業団地の魅力を発信し、市民雇用の拡大につなげます。

(2) 異業種・異分野間のネットワークづくりによる交流・連携の支援

農商工の連携をはじめ、事業者や市民団体などの交流・連携の機会をつくります。

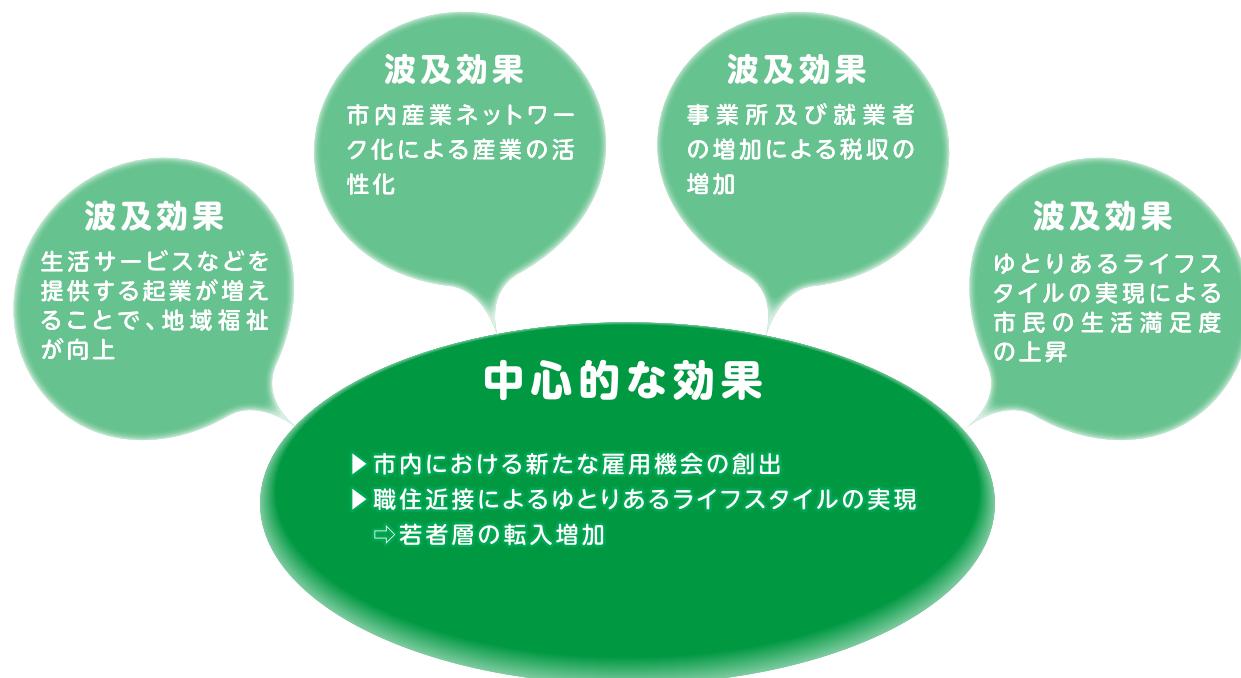
(3) 未利用地や幹線道路沿道等における開発誘導

羽田空港と成田空港の中間地点にあり、国道16号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。

(4) 起業希望者に対する支援のしくみづくりや起業を意識した学習機会の提供

起業を希望する若い世代の起業時の負担を軽減するとともに、起業家との交流や起業に必要な知識を学ぶ機会をつくります。

期待される効果



取組目標

- 子どもの状況に応じて様々な子育て支援サービスを提供することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。
- 子育て世帯を地域全体で支え、のびのびと楽しく子どもを育てられる環境づくりを進めます。
- 子ども一人ひとりとさらに向き合い、「子どもの教育なら白井」といわれるまちづくりを進めます。

目標実現に向けた取り組み

(1)利便性の高い場所での保育機会の確保

駅周辺など、利便性の高い場所で、小規模保育など多様な保育サービスを充実します。^{*}

(2)子育てに係る経済的負担の軽減

子ども医療費助成を充実するなど、若い世代の経済的負担を軽減します。

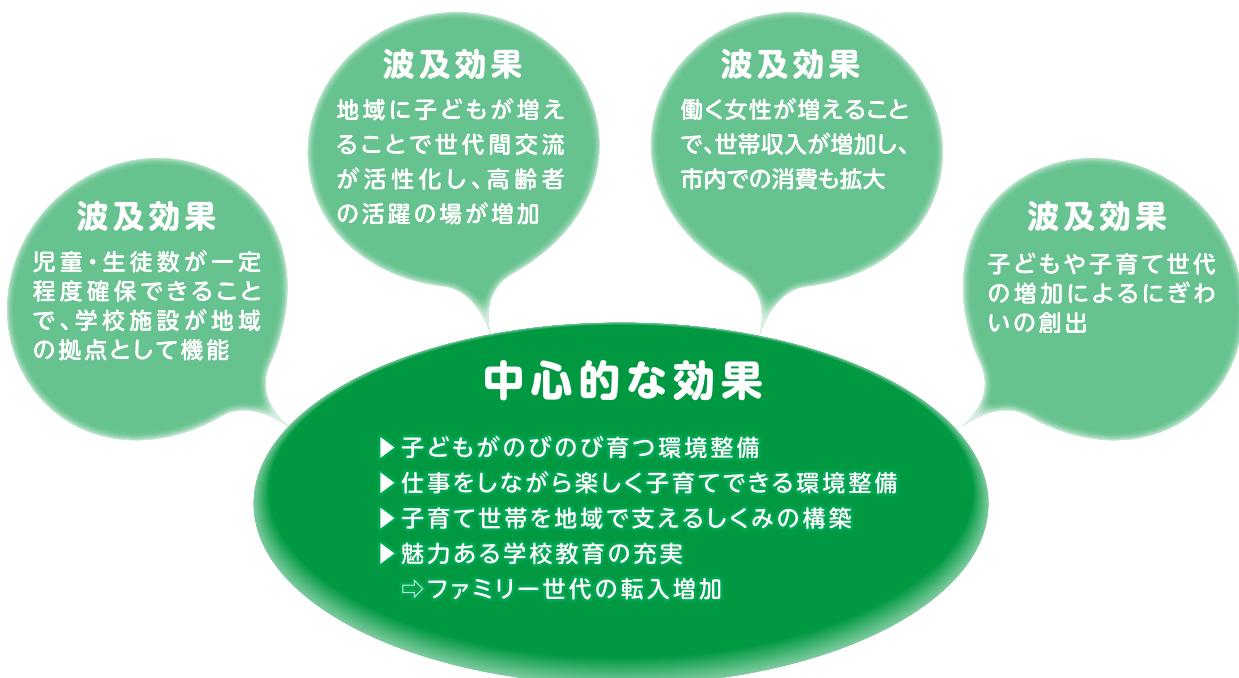
(3)地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり

子育てサロンなど地域での親子の居場所をつくり、地域全体で子育てを支えるしくみづくりを進めます。

(4)児童・生徒の個性に応じた学力向上など生きる力を育む教育の推進

地域の人材を活かした授業や補助教員の配置など児童・生徒一人ひとりと向き合うきめの細かい学校教育を一層充実します。^{*}

期待される効果



※ 小規模保育

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の1つとして新たにつくられた保育事業のこと。

0～2歳児を対象とした、定員6～19人の比較的小さな施設で、規模の特性を活かしたきめ細かな保育を行う。

※ 補助教員

学習面や生活面において様々な教育的ニーズに対応するために、個別指導やきめ細かな指導を行う補助的な教員のこと。

プロジェクトの狙い

多くの市民が白井市の資源と感じているみどりの環境にさらに磨きをかけ、森や河川、田畠など、多様なみどりの魅力あふれるまちづくりを進めます。

地域の産業振興やにぎわいづくり、生きがいづくりなどの資源として農産物や農地が活用される、魅力ある「農」を目指します。

また、市民がみどりからの恵みを受けた暮らしを送る中で、白井市のみどりの豊かさや価値に気づき、自らがみどりを守り、育てる意識が芽生え、それが実践につながり、さらにみどりの質が高まつていくという好循環が生まれることを目指します。

ある一家の風景

梨田さん家は、お父さん、お母さんと小学生のお兄ちゃんの3人家族です。

ある日、お母さんの知り合いの農家のおじさんが、「もっとみんなに農業を楽しんでほしいて、体験農園を開設したんだよ」と教えてくれました。お母さんは自分の手で野菜を作ってみたいと思って、おじさんの体験農園に入園しました。

体験農園では、おじさんが優しく野菜の栽培方法を教えてくれて、おいしそうな野菜がたくさん育っています。育てた野菜をご近所さんも楽しみに待っています。

お母さんは、白井の農業をもっと知りたいと思い、おじさんから教えてもらった「しろいの梨」の会合をのぞいてみました。若い梨農家さんが「梨なら白井市」、「甘いぞ白井の梨」など「しろいの梨」の未来について熱く語っていました。

ある休日に、お兄ちゃんが蛍を見たいと言ったので、お父さんはお兄ちゃんを連れて里山に出かけると、多くの家族でにぎわっていました。お父さんは、子どもたちが里山を走り回っている姿を見て、このような思い出が白井市への愛着につながっていくのだとしみじみ感じました。

翌朝、お隣のおばあさんが庭先のお花を手入れしていました。梨田さんの庭にも、多くの花々が咲き乱れていて、お隣のお花とあわせて、この地域のちょっとした「お花スポット」になっています。お父さんはお隣のおばあさんとガーデニングの話で盛り上がり、「この地域全体が花いっぱいにつながるといいね」と期待を膨らませています。

取組目標

- 農業をまちの活性化のための資源として積極的に支援し、産業が連携する活力あるまちづくりを進めます。
- 農の持つ多様な機能を活かして、白井市のイメージを魅力的にアピールするため、子どもから高齢者までが農を体感できる取り組みやにぎわいづくりを進めます。

目標実現に向けた取り組み

(1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援

集落で農業生産を共同で行うしくみづくりを進めます。また、市民団体等と協働し、援農ボランティアや新規就農を育成するための講習会を開催するなど、農業の担い手づくりを進めます。

(2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化

農家や多様な事業者が連携することで、付加価値の高い農産物の開発や販売ルートの確保を進めます。

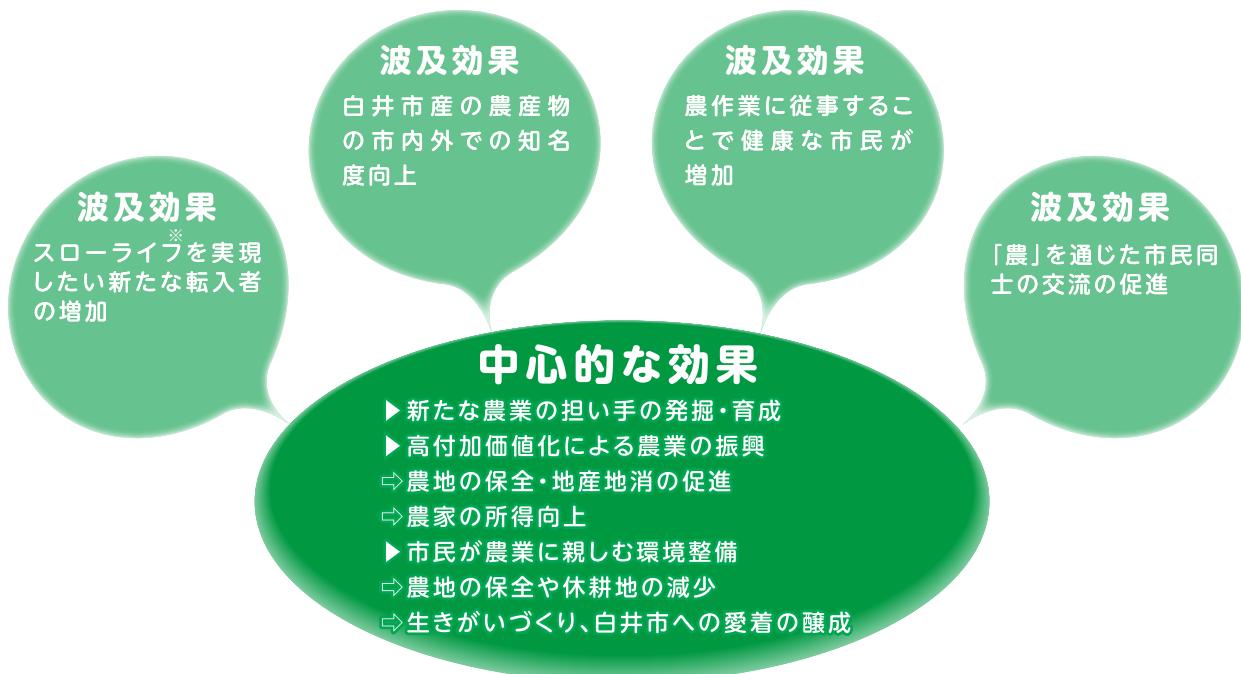
(3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり

共同直売所の運営支援や各経営にあった流通・販売ルートを確保します。

(4) だれもが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり

農家等と連携して、市民農園・体験型農園の開設を支援し、農にふれる場づくりを進めます。

期待される効果



※ 援農ボランティア

後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者を無報酬で支援するボランティアのこと。

※ スローライフ

自然と調和し、ゆったりとした時間の流れを楽しむ生活スタイルのこと。

取組目標

- 豊かなみどりが生み出すきれいな空気や静けさといった白井市の良質な環境を、市民とともに守り、育むことで、愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。

目標実現に向けた取り組み

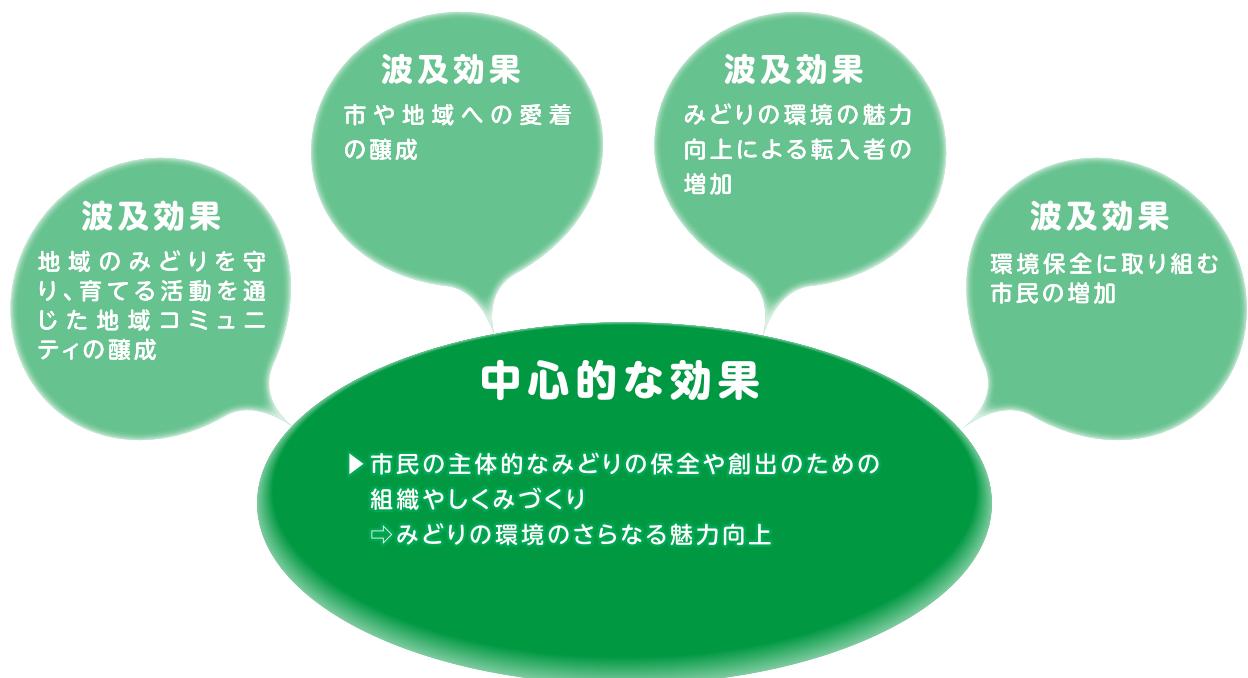
(1) 地域での環境保全や創出の取り組みとしてのグラウンドワークの推進^{*}

みどりの地域資源を守り、育む活動など、地域や市民団体等が連携した取り組みを進めます。

(2) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進

学校や市民団体等と連携し、みどりが形成されてきた歴史やその貴重さなどに関する学習機会を充実します。

期待される効果



* グラウンドワーク

生活の現場(グラウンド)に関する創造活動(ワーク)といった意味で、市民、市民団体、事業者及び市が連携して地域の環境保全の取り組みを行う活動のこと。

取組目標

- 白井市の豊かな暮らしを支える重要な要素である水とみどりの環境の大切さを市民一人ひとりが認識し、その保全と継承に向けた取り組みを展開します。
- 森や河川、田園など市街地の外側に広がるみどりと市街地内の緑地や樹木などのみどりがチーンのようにつながり、みどりが持つ暮らしを豊かにする多様な可能性を活かします。

目標実現に向けた取り組み

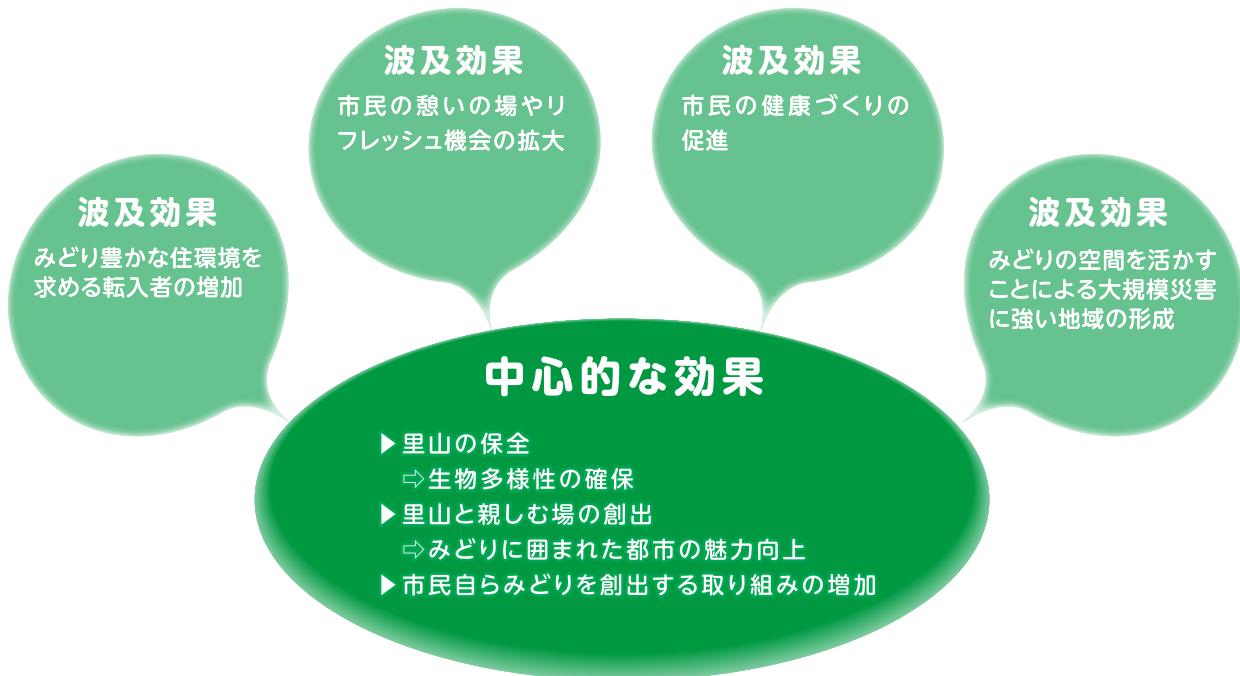
(1)自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用

市民や市民団体等と協働し、(仮称)谷田・清戸市民の森など、里山を積極的に保全・活用します。

(2)市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援

市民や市民団体等が自ら、道路沿いなどの身近なみどりを育て、みどりのネットワークをつくる活動を進めます。

期待される効果



プロジェクトの狙い

広域的な拠点から身近な拠点まで、大小様々な拠点をつくり、市民の力を活かしたにぎわいづくりや、市民が豊かに生活するための環境づくりを進めます。

特に、高齢化が進む中にあって、身近な場所で様々なサービスを受けたり、地域の人たちと交流できたりする小さな拠点をつくることで、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりを進めます。

また、コーディネーターを活用して、地域と地域をつなげることで、地域資源の相互活用を進めるほか、各拠点を道路や公共交通などのネットワークで結び、目的に応じて市内の様々な拠点に行きやすくすることで、生活の便利さが高まり、市民活動が盛んになることを目指します。

ある一家の風景

白田さんの家は、お父さんとお母さん、3人の娘たちの5人家族です。

ある日、お母さんは娘たちと一緒に循環バスで白井駅前に出かけました。

そこには、わくわくするマルシェのテントの花が咲き、たくさんの人々が楽しく買い物やおしゃべりを楽しんでいて、娘たちも大満足です。

ちょっと休憩しようと思い、商店会に新しくできたカフェでくつろいでいると、娘たちの同級生の家族がやってきて、親同士、子ども同士で楽しい時間を過ごしました。

家に帰ると、隣りのおばあちゃんがやってきました。

おばあちゃんは、今日サロンにいって、地域の人たちと楽しくお話ししながら、みんなでクッキーを食べたそうです。そのクッキーがおいしかったから、「子どもたちにもどうぞ」とおすそわけしてくれました。

おばあちゃんは、一人暮らしなので、お母さんはおばあちゃんを心配して「なにか困ったことはない?」と聞くと、自宅の電球がかえられなくて困っていたら、支え合いのサービスがあるそうで、地域の人が電球を交換してくれたのと喜んでいました。

さあ、明日は、地域のことについて話す「まちづくり協議会」の日です。

まちづくり協議会は、月に1回開催されていて、この地域をより良くしていくために、様々な人がこの地域の課題について話し合い、その解決方法のアイデアを出し合うところです。

お母さんは、隣りのおばあちゃんが安心して暮らせるために、この地域をどうしたらいいか、家族みんなでアイデアを出し合いました。

取組目標

- 市民生活の拠点である駅周辺など、それぞれの特性に合わせた整備を進め、まちのにぎわいをつくります。
- 産業の拠点としての工業団地の機能を充実させ、産業のにぎわいをつくります。

目標実現に向けた取り組み

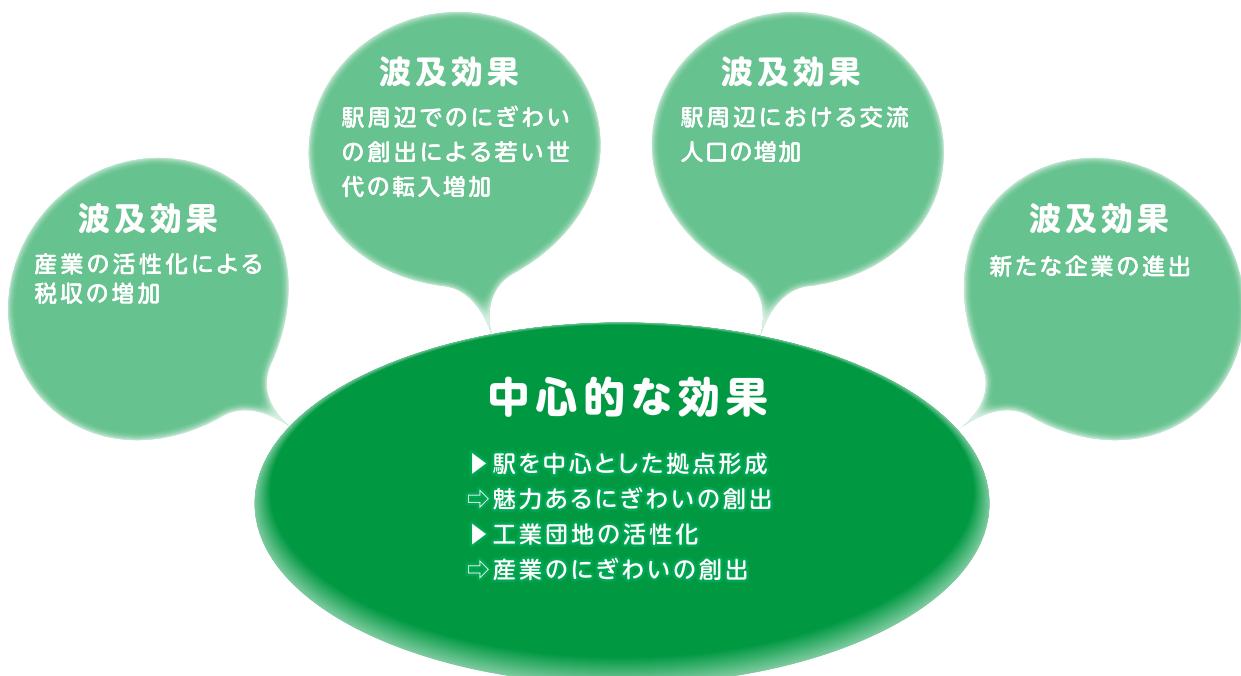
(1)市役所・白井駅周辺や西白井駅周辺などの地域特性に合わせたにぎわいづくり

市役所・白井駅周辺、西白井駅周辺で、商業施設などの進出を誘導するとともに、各事業者が連携してマルシェなどのイベントを開催するなど、にぎわいづくりを進めます。^{*}

(2)工業団地への産業機能の集積に向けた環境整備

工業団地へのアクセス道路の整備を進めます。

期待される効果



※ マルシェ

フランス語で「市場」という意味。日本では都市住民参加型の市場として、地域特性を生かしたマルシェが全国で開催され、コミュニティや人のつながりが生み出されている。

取組目標

- 小学校区を基本的な単位とした地域のまちづくりを進め、地域の特性に応じた魅力ある地域づくりと地域住民の連携と協力による見守りや災害時などに相互に助け合うしくみづくりを進めます。
- 各地域に大小様々な交流の場やサービス提供の場などをつくり、充実させることで、安心して快適な生活を送れる地域づくりを進めます。

目標実現に向けた取り組み

(1)小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進

各小学校区で福祉・子育て・防犯・防災などの様々な分野について、地域の課題やその解決方法を協議するまちづくり協議会の設立を進めます。

(2)市内の様々な場における世代に関係なく利用できる居場所や交流の場づくり

地域において様々な世代が気軽に集まり、交流できるサロンなどの場を充実します。

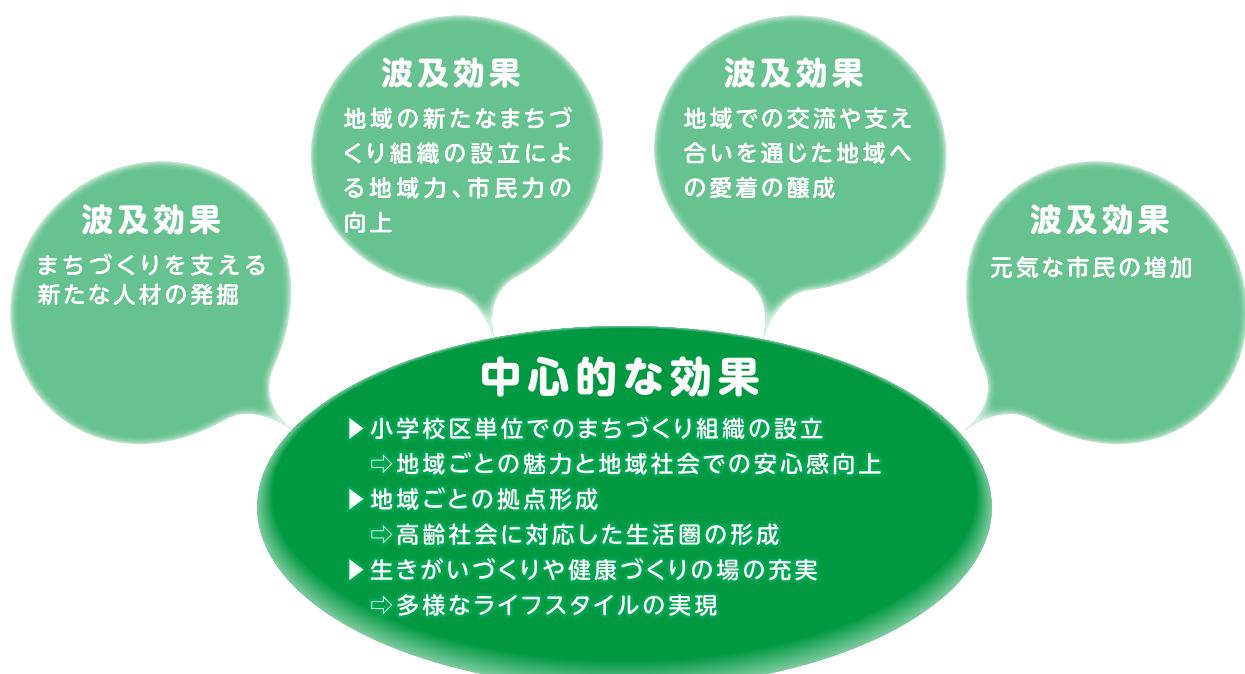
(3)地域の人が地域のために身近な生活サービスを提供する地域拠点づくり

地域の拠点を舞台として、市民それぞれが持つ能力を活かし、見守り・家事サービスなどの身近な生活サービスが提供されるしくみをつくります。

(4)地域の人や団体を活かした生きがいづくりや健康づくりの場の充実

^{*} 総合型地域スポーツクラブなどの地域における活動資源を活かした、生きがいづくりや健康づくりを進めます。

期待される効果



※ 総合型地域スポーツクラブ

生涯スポーツ社会の実現を掲げて、文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

取組目標

- 地域の連携や交流を進め、地域づくりの相乗効果を目指します。
- 都市拠点と各地域の拠点をネットワーク化し、まち全体の拠点間を移動しやすいまちづくりを進めます。

目標実現に向けた取り組み

(1)コーディネーターの発掘・育成

地域づくりを活性化するため、行政・地域住民・団体等をコーディネートする人材を発掘し、研修等の実施を通じた育成を進めます。

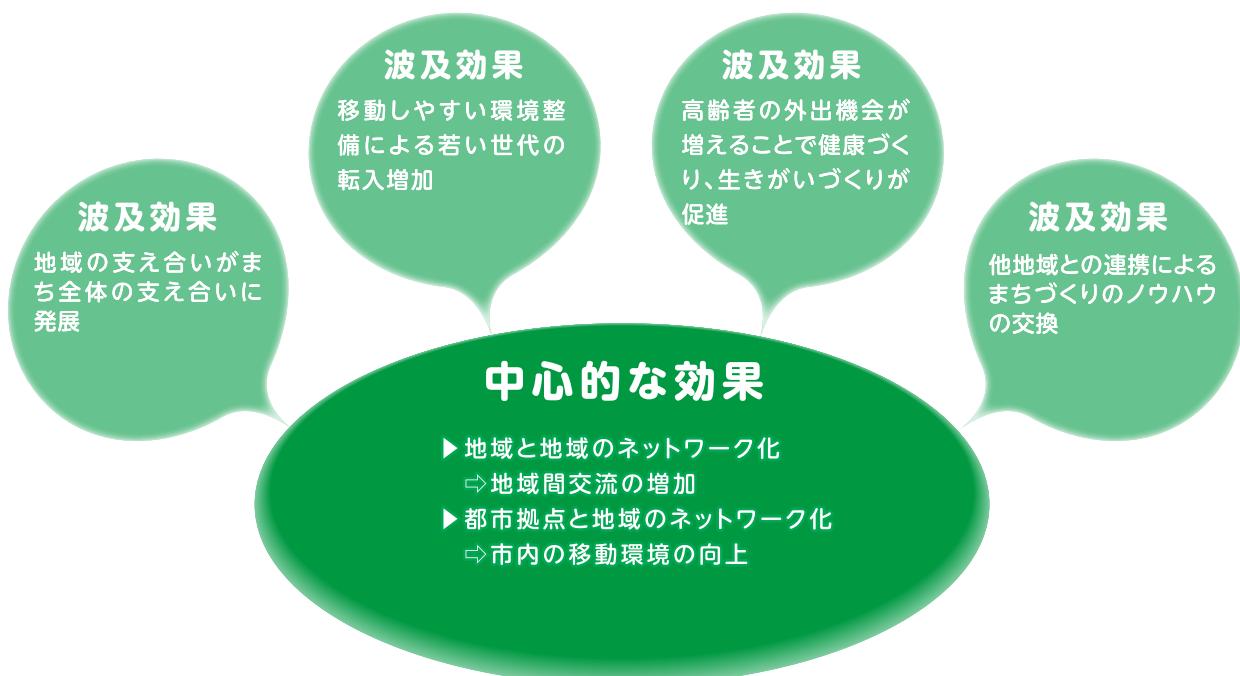
(2)都市拠点と各地域を結ぶ道路ネットワークの整備

各拠点へより便利に行くことができるよう、地域幹線道路の方向性を定めるとともに、生活道路の整備を進めます。

(3)利便性の良い交通ネットワークの確保

拠点間を移動しやすいよう、北総線運賃対策をはじめ、循環バス・鉄道など交通ネットワークの利便性の向上を進めます。^{*}

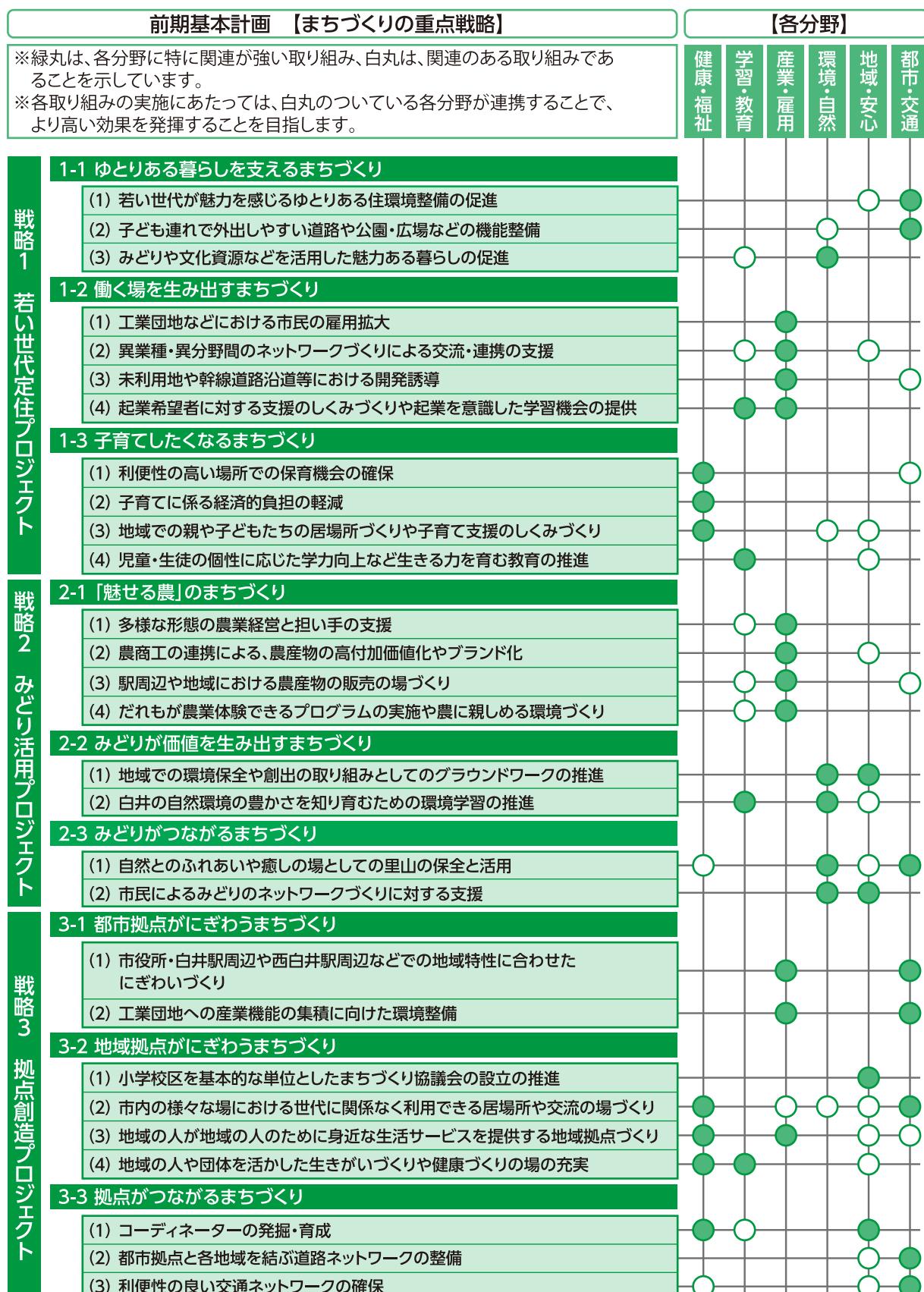
期待される効果



※ 循環バス

交通不便地域の解消、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保、公共施設の利用促進等を目的として路線バス事業者に運行委託し小型ノンステップバスで市内を行っている。「ナッシー号」という愛称で呼ばれている。

まちづくりの重点戦略と各分野の関係



3 まちづくりの進め方

基本的な考え方

計画を実施するにあたり、個々の施策や事業等の実行性を確保し、それらを効果あるものとするための実効性を高めることが重要です。

実行性を確保しながら、実効性を高め、計画を実現化していくための3つの柱が「情報・共有」「持続可能な行財政運営」「参加・協働」です。

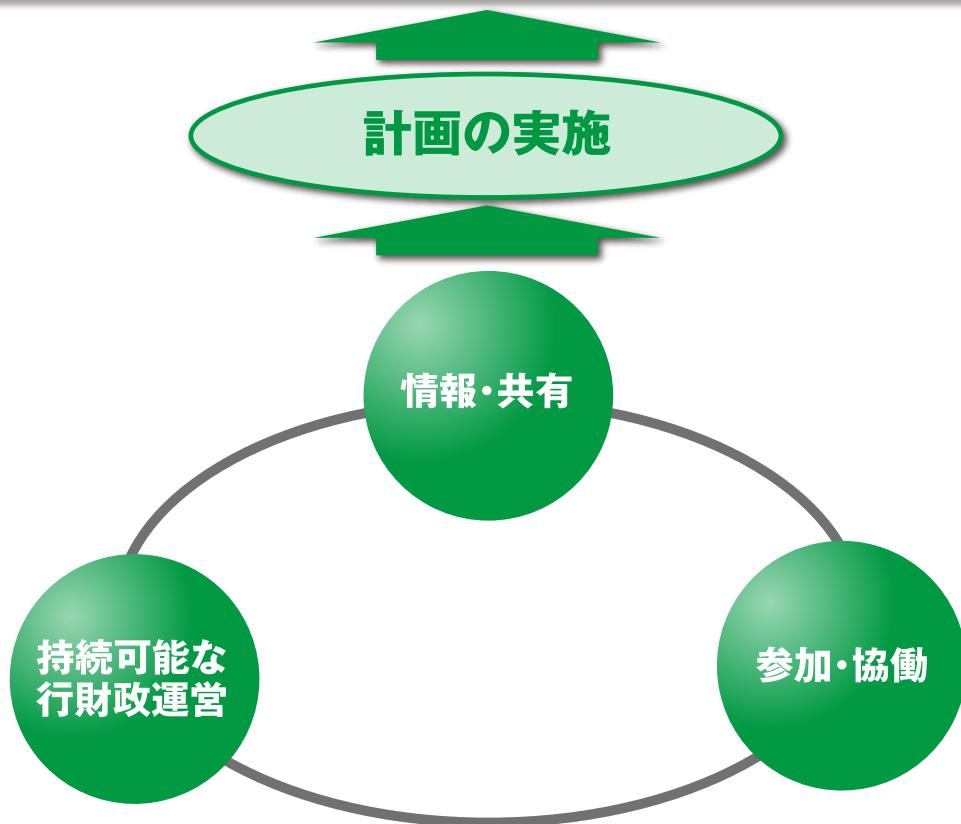
これら3つの柱は、別々に独立した考え方ではなく、例えば、「情報・共有」が十分でないと「参加・協働」が難しく、「持続可能な行財政運営」が担保されないと「参加・協働」が円滑に進まないなど、相互に関連し補完し合っています。

施策や事業等を実施する際には、「何を行うか」だけでなく、これら3つの柱を常に念頭において「どのように進めるか」を意識して取り組むことが大切です。

本計画に基づいて白井市のまちづくりを進めていくのは、行政はもちろん、市民や市民団体、事業者など、様々な主体です。

この3つの柱は、これらの主体がまちづくりに取り組む際に活用することができるもので、相互に連携しながら効果的・効率的にまちづくりを進めていきます。

ときめきと みどりあふれる 快活都市



白井市の魅力を高め、広く発信していくまちづくりを進めるために、市民と行政が双方向の情報の流れをつくり、情報を共有することが基本となります。

1) 情報の受発信の基本

①対象

誰に伝えるか

情報を伝える際には、受け取り手を意識することが大切です。

- 情報のやりとりについては、行政と市民・市民と市民・行政内部・ターゲット層(例:保育園に関する情報を子育て世代に伝える)など、さまざまなケースがあり、個人情報の保護とともに、誰に伝えたい情報なのかを明確にすることが不可欠です。

②内容

どんな情報をどこまで伝えるか

情報を伝える際には、必要かつ十分な情報であることが大切です。

- 法制度の改正など複雑な内容は段階をおって伝えることで理解が進みますが、市民大学校の講座の案内や市民の自主的な勉強会などは、年間スケジュールをまずは概要だけでも伝えるなどの工夫や配慮が必要です。

③時期

いつ伝えるか

情報を伝える際には、適切なタイミングを意識することが大切です。

- 大規模災害等の緊急性を要する情報、イベントの事前周知など、それぞれの情報の「賞味期限」を意識するとともに、イベント等終了後の事後報告などについても適宜行うことが必要です。

④方法

どのような手段で伝えるか

情報を伝える際には、受け取り手が入手しやすいように伝えることが大切です。

- 広報紙やホームページ、Twitter[※]やLINE[※]などのSNS[※]など、現在使われている伝達手段についても、多様な媒体を使用することで、各世代や多様な関心事に対応できるアクセスが可能です。

※ 情報

ここでいう情報とは、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくために共有すべき内容を広くとらえており、行政が発信・受信する両側面がある。発信する情報には、市の取り組みなど市政全般に係る情報、安心・安全に係る緊急を要する情報、情報公開制度による公文書公開の情報などがあり、受信する情報には、意見交換会・懇談会やアンケート調査などを通じて得た市民のニーズなどがある。

※ Twitter

アメリカのツイッター社が提供しており、140文字以内という少ない文字数でインターネット上に文章を投稿できるシステムのこと。日本では「つぶやき」と意訳され定着している。

2) 共有し共感する

① 理解 まずは理解を得る

- ・情報の伝達は、まずは認知されること、内容について理解を得ることから始まります。



② 納得 納得感の醸成

- ・話し合いなどが行われることで、相互理解や納得感が醸成されます。



③ 共感 共感を生み出す

- ・市民同士・市民と行政など、それぞれの主体間での共感が生み出されます。

3) 豊かなコミュニケーションの実現

「情報・共有」は、お互いの立場や環境を理解し合う中で共感が育まれ、参加する主体の積極的な関わりが醸成されて公的意識が芽生えるなど、コミュニケーションが成り立つ基礎として、計画の実現を支える柱であることを確認しながら進めていきます。

※ LINE

日本のLINE株式会社が運営する、携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォン）やパソコン向けのインターネット電話やテキストによるチャットなどのリアルタイムのコミュニケーションを行うアプリケーションソフトのこと。

※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上で行われるウェブサービスの一種で、文字情報や画像、映像等をリアルタイムで利用者へ発信し、発信者と利用者間だけでなく、利用者同士でも情報のやりとりを行うことができるコミュニケーションツールのこと。

厳しい財政状況が予想される中、限りある資源を有効に活用し、経営的視点をもって持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

1) 施策や事業等の実施・運営の基本

①対象

誰のための取り組みか

誰のための取り組みであるのか、取り組みを通じて利益を受ける人を意識することが大切です。

- 勉強会やイベントでは、当事者だけではなく、家族や近隣で暮らす人々など、広く利益を享受する人たちが存在することに加え、取り組みの担い手にとっての利益なども考慮することが必要です。

②内容

どんな取り組みをどこまで実施するか

対象者が受ける利益を含めた取り組みの目的に応じて、内容を設定することが大切です。

- ニーズに合っていない、課題の解決につながらないといった事態を回避することで、目指す将来像やゴールを着実に実現していく施策や取り組みの展開が可能です。

③時期

いつ取り組むか

取り組みの時期や期間について十分に検討することが大切です。

- 新規に企画したイベントをいつ頃から準備するのか、恒例となっているイベントの開催時期や期間は参加しやすいものとなっているのかなど、主催者や参加者の予定などを吟味しながら実施することで効果を高めていくことが可能です。

④方法

どのような手段で取り組むか

事業の実施にあたって、目的の実現のために相応しい手段を選択することが大切です。

- 公共施設の有効活用を進める際には、整理統合や複合化のほか、整備や運営に関して民間の活力を取り入れる視点や、受益と負担の公平性や利用者のニーズなども踏まえて進めていくことが必要です。また、新たな事業を進めていくときには、その事業に賛同する市民や事業者等から寄付や出資などの形で事業を行うなど、これまでにあまりなかった取り組みも考えられます。

2) 持続する取り組み

① 計画段階

期待される効果

- ・持続する取り組みは、どのような効果が期待され見込まれるかの検討からはじまります。



② 実施段階

効率性

- ・実施段階では効果を大きくするために、効率よい実施が求められます。



③ 終了段階

次のステップの準備

- ・事業や取り組みの終了段階では、改善点や成果等の評価とともに次のステップを準備します。

3) マネジメント力のレベルアップ

持続性のあるまちづくりを推進していくために、施策や事業等の実施・運用を通じて、確実な成果を生み出すとともに、将来を見据えたサービスの質的向上を目指し、組織運営等も含めたマネジメント力を継続的にレベルアップしていきます。

まちづくりの主役は市民にはかりません。行政は、市民の主体的な取り組みを応援し、対話しながら一緒にまちをつくることにより、自立したまちづくりが可能となります。

1) 参加・協働の基本

①対象

誰が参加し 誰と誰が協働するか

参加や協働の主体は誰なのか、施策や事業等ごとに十分検討することが大切です。

- ※ 参加の場面において、重要な関係者に声掛けがなされておらず、事業や取り組みの途中でそれまで積み重ねてきた議論が頓挫してしまうことのないように、参加や協働の主体を明確にすることが必要です。

②内容

何について 参加・協働するか

参加や協働の中身について、誰がどこまで担うのかを明確にすることが大切です。

- 話し合いの段階で参加した主体も実施段階で協働するのか、それとも実施は別の主体が担うのかなど、事業や取り組みの性格や内容によって異なることが予想されるため、ある程度初期の段階で内容を明確にし、関係者が了解した上で取り組むことが必要です。

③時期

いつ参加・協働するか

施策形成や事業実施などの段階から具体的な参加や協働をしていくのが相応しいか、十分検討することが大切です。

- できるだけ早い段階からの参加や協働が望まれますが、何も準備がないままに参加を呼びかけられても混乱してしまうなど、個々の事業や取り組み等における参加や協働のための条件を形成することが必要です。

④方法

どのように 参加・協働するか

どのように意思決定していくかなどを共有した上で、参加や協働を進めていくことが大切です。

- ※ まちづくり活動での方針決定の場面や審議会等での答申など、意思決定の流れが透明性を有していることが必要です。

※ 参加

市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として市民が市政に参加すること。

※ 答申

審議会等において、行政官庁等から意見を求められたこと(諮詢)に対して、意見を申し述べること。

2) 人を大切にする

① 発掘 仲間づくり

・参加や協働は、相互理解や共感に根ざした仲間づくりからはじまります。



② 育成 モチベーションの向上

・参加し協働する主体のモチベーション^{*}が向上することで、人材の育成につながります。



③ 引継 後継者づくり

・後継者などへスムーズに引き継いでいくことで持続的な取り組みにつながります。

3) コミュニティづくりへの発展

参加と協働を進めることにより、施策や事業等の実施に向けた推進力が形成されるとともに、それぞれの主体間での協力関係や信頼関係など良好な関係が育まれ、こうした関係性の広がりや深化がコミュニティの形成へつながっていくことを確認しながら進めていきます。

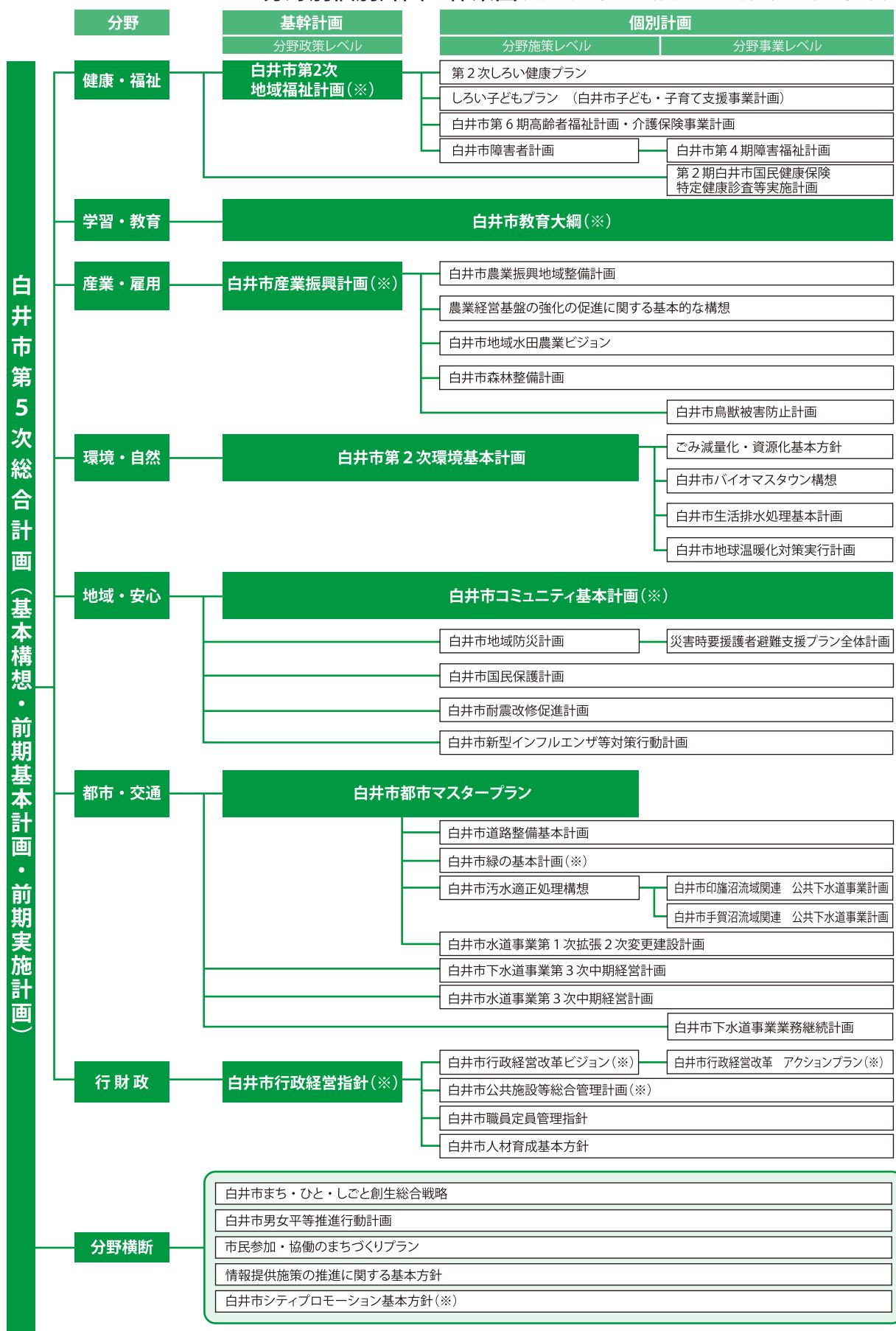
※ モチベーション

物事を行うための、動機や意欲になる
もの。刺激。熱意。

IV 資 料 編

- 1 分野別個別計画の体系
- 2 財政推計（計画策定に係る基礎資料）
- 3 策定の経過
- 4 諮問・答申
- 5 総合計画審議会
- 6 策定組織体制

分野別個別計画の体系図 (※)は策定予定の計画 (平成28年3月現在)



3 策定の経過

平成25年10月	第5次総合計画策定方針制定
平成26年 5月16日～30日	第13回住民意識調査 ・対象者：市内在住18歳以上の男女2,500人　・回収数：1,113件　・回収率：44.5%
6月16日～7月18日	次世代を担う児童・生徒まちづくりアンケート調査 ・対象者：小学5年生（253人）中学3年生（152人）県立白井高校2年生（192人） ・回収数：597人　・回収率：100%
6月21日～22日	勉強会 ●市の現状等　●ワークショップ 「10年後の白井市の望ましい将来像を描こう」※参加者数：55人（2日間合計）
7月12、13、19日	タウンミーティング（6箇所） ●市の現状、市が考える将来像のイメージ等　●ワークショップ 「10年後の白井市とこの地域の望ましい将来像を描こう」※参加者数：146人（6箇所合計）
8月19日	平成26年度第1回総合計画審議会 ●会長、副会長の選任　●基本構想・基本計画の諮問　●策定方針等について
9月29日	平成26年度第2回総合計画審議会 ●市民意向の分析結果について　●市の課題等について ●人口推計について　●総合計画体系の大枠の考え方について
11月5日	平成26年度第3回総合計画審議会　●基本構想素案（案）について
12月	人口推計報告書作成
12月13日	基本構想（素案）説明会　●概要説明、質疑応答　※参加者数：60名
平成26年12月15日 ～ 平成27年1月13日	基本構想（素案）パブリックコメント ・意見提出者：10人　・意見件数：47件　・意見の取り扱い：参考6件、その他41件
平成27年2月5日	平成26年度第4回総合計画審議会 ●基本構想（素案）パブリックコメントの対応について　●基本構想の答申内容について
3月12日	総合計画審議会から基本構想（案）の答申



地区別ワークショップ

平成27年5月	総合計画策定に係る基礎資料としての財政推計を作成
5月16、17、24、30、31日 6月6日	地区別ワークショップ(6箇所) ●基本構想(案)等の説明 ●ワークショップ「重点戦略における具体的な取り組みについて」※参加者数:108人(6箇所合計)
6月25日	市議会基本構想・基本計画に関する調査特別委員会の設置及び委員会
6月30日	平成27年度 第1回総合計画審議会 ●総合計画策定に係る財政推計について ●地区別ワークショップでの主な意見について ●前期基本計画(骨子案)について
7月1、7日	市議会基本構想・基本計画に関する調査特別委員会(※基本構想に係る調査特別委員会)
7月8日	基本構想議決(平成27年第2回白井市議会定例会)
7月28日	平成27年度 第2回総合計画審議会 ●前期基本計画(素案)の案について
9月1日～14日	前期基本計画(素案)パブリックコメント ・意見提出者:2人 ・意見件数:3件 ・意見の取り扱い:参考2件、その他1件
10月5日	平成27年度 第3回総合計画審議会 ●前期基本計画(素案)パブリックコメントの対応について ●前期基本計画の答申内容について
10月20日	総合計画審議会から前期基本計画(案)の答申
12月10日	市議会基本構想・基本計画に関する調査特別委員会(※基本計画に係る調査特別委員会)
12月17日	前期基本計画議決(平成27年第4回白井市議会定例会)
平成25年度 ～ 平成27年度	府内の取り組み等 ●策定会議(部長会議+策定部会):2回 ・部長会議:14回 ・策定部会:12回 ・職員座談会:11回(府内プレゼンテーション含む) ・快活のまちづくりプロジェクトチーム (平成27年9月13日:パイロット事業「ときめきマルシェ」) ●政策会議:11回



職員座談会メンバーによる施策大綱の検討と大プレゼンテーション大会

4 質問・答申

■基本構想及び前期基本計画策定についての質問書

白企第241号
平成26年8月19日

白井市総合計画審議会会長 様

白井市長 伊澤史夫

白井市第5次総合計画 基本構想及び前期基本計画について（質問）

このことについて、白井市附属機関条例別表に掲げる白井市総合計画審議会の担任する事務（1）の規定に基づき、白井市第5次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について質問します。

【質問理由】

市は、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として第4次総合計画（平成18年度～平成27年度）を策定し、将来像である「市民と築く安心で健康なまちしろい」を実現するため、各種施策や事業を推進しているところです。

同計画が平成27年度をもってその計画期間を終了することから、その成果や課題等を踏まえ、さらには、少子化・高齢化や人口減少などの社会環境の変化等を的確にとらえた持続可能な活力ある新たなまちづくりを進めるため、次期の「第5次総合計画（平成28年度～平成37年度）」を策定することとしました。

このことから、第5次総合計画における「基本構想：平成28年度～平成37年度（10年間）」及び「前期基本計画：平成28年度～平成32年度（5年間）」の策定に関して質問し、調査・審議いただくものです。

■基本構想策定についての答申書（意見部分）

白総審第4号
平成27年3月12日

白井市長 伊澤史夫様

白井市総合計画審議会

会長 高尾公矢

白井市第5次総合計画基本構想について（答申）

平成26年8月19日付け白企第241号で諮問のありました白井市第5次総合計画基本構想の策定について、慎重に審議をした結果、下記事項に配慮するよう意見を付して別添のとおり答申します。

記

- ・市民との共通認識を図りながら持続可能な財政運営に努めるとともに、多様な主体との協働、分野横断的な取り組みを更に進め、市民ニーズに即した効果的な施策展開を進められたい。
- ・市の資源を発掘し、磨き上げるという視点や資源を循環させるという視点を重視し、持続的に発展するまちづくりを進められたい。
- ・市民自らがまちを育てていく環境づくりを進め、それぞれの個性を活かした地域をつくり、地域と地域の交わりが市全体の活力につながるまちづくりを進められたい。

■前期基本計画策定についての答申書（意見部分）

白総審第4号
平成27年10月20日

白井市長 伊澤史夫様

白井市総合計画審議会

会長 高尾公矢

白井市第5次総合計画前期基本計画について（答申）

平成26年8月19日付け白企第241号で諮問のありました白井市第5次総合計画前期基本計画の策定について、慎重に審議をした結果、下記事項に配慮するよう意見を付して別添のとおり答申します。

記

- ・厳しい財政状況について市民と共に通認識を図るとともに、行政経営改革を確実に実行し、財政の健全化に重点を置いた行政運営に努められたい。
- ・市が目指すまちの姿を市民と共有し、市民に期待される役割や市民の力を必要とする分野を明確にして、市と市民が共に同じ方向に向かって施策を推進する仕組みづくりに取り組まれたい。
- ・北総線の運賃対策やアクセス特急の市内駅への停車、北総線を基にした市内交通ネットワークの整備など交通の利便性の向上に向けて、関係機関と連携しながら不断の努力をされたい。

5 総合計画審議会

■総合計画審議会の設置について

白井市附属機関条例(平成24年12月28日条例第24号)により設置され、次のとおり、担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期を定めています。

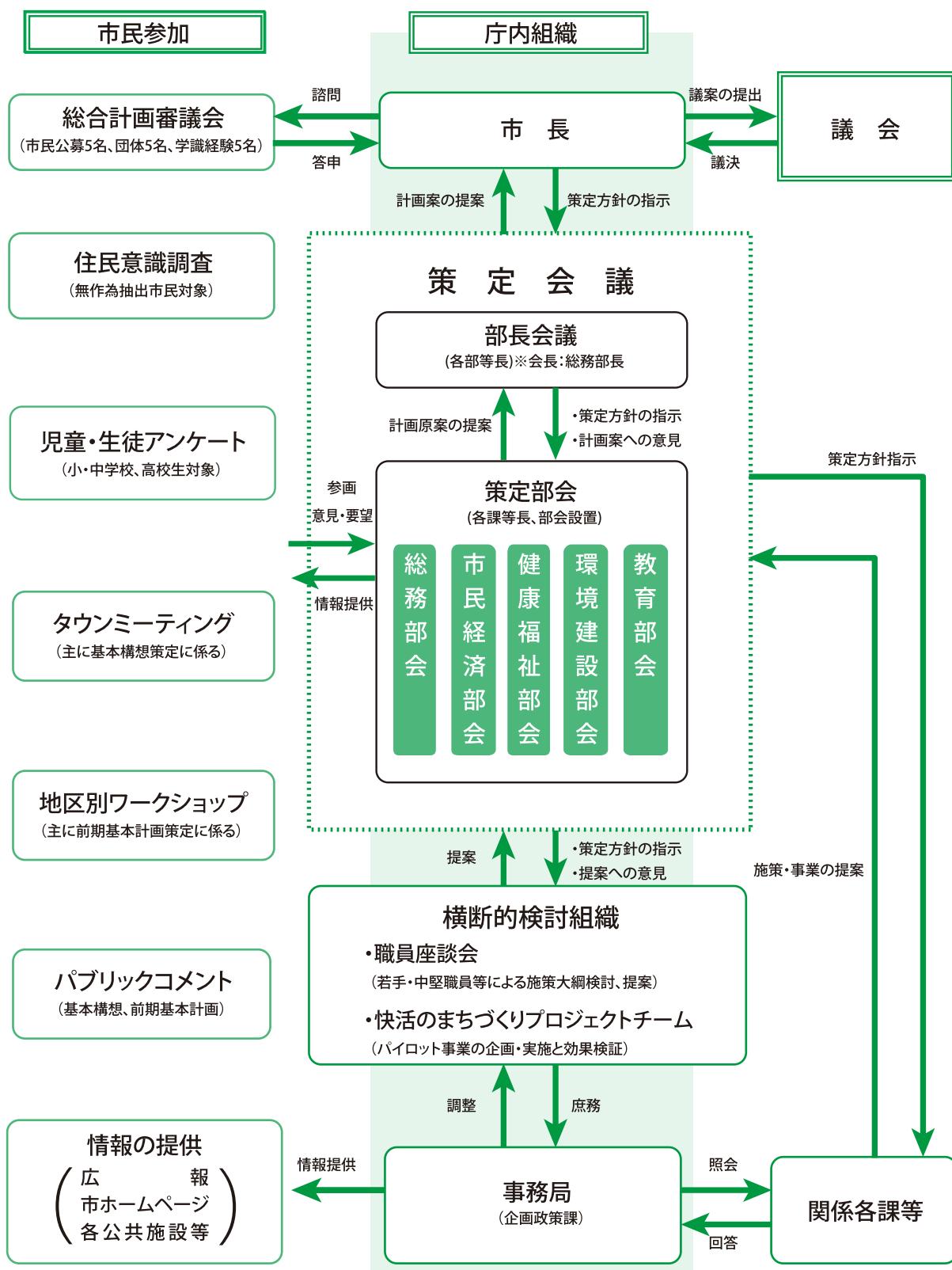
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市 総合計画 審議会	(1) 市長の諮問に応じ、白井市基本構想及び白井市基本計画の策定に関する事項について調査審議すること。 (2) 白井市基本計画の推進状況について、市長に意見を述べること。 (3) 白井市総合計画に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公共的団体等の代表者 (3)市民	15人以内	3年

■総合計画審議会委員名簿

	氏名（役職）	所属・役職等
市民公募	市川 温子	—
	平川 正之（副会長）	
	山岸 秀之	
	小林 信章	
	山崎 康夫	
学識経験者	高尾 公矢（会長）	聖徳大学 心理・福祉学部 教授・学部長
	助友 裕子	日本女子体育大学 体育学部スポーツ健康学科 准教授
	辻川 育	環境カウンセラー
	遠藤 薫	東京電機大学 未来科学部 建築学科 特任教授
	関谷 昇	千葉大学 法政経学部 法政経学科 准教授
諸団体代表	竹内 正一	自治連合会（会長）
	松本千代子	社会福祉協議会（副会長）
	林 榮造	農業研究会（会長）
	山口 善弘	商工会（副会長）
	亀川 香	小・中学校PTA連絡協議会（副会長）

任期：平成26年8月1日から平成29年7月31日

■策定組織体制図



■白井市総合計画及び都市マスタープラン策定会議設置要綱

(設置)

第1条 市の基本構想、基本計画及び実施計画の計画案（以下「総合計画案」という。）及び都市マスタープラン案を策定するため、白井市総合計画及び都市マスタープラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、策定に係る部長会議（以下「部長会議」という。）及び策定部会をもつて組織する。

(部長会議)

第3条 部長会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、総合計画及び都市マスター プラン策定に際して総合的な調整をする。

- 2 会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、環境建設部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、各部長（白井市行政組織条例（平成15年条例第3号）に規定する部の長をいう。）、教育部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。
- 5 会長は、部長会議を総括し、部長会議を招集し、会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定部会等)

第4条 策定部会は、次の各号に応じて設置するものとする。

- (1) 総務部会
 - (2) 市民経済部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 環境建設部会
 - (5) 教育部会
- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
 - 4 部会長、副部会長及び部会員は、委員の中から会長が指名した者をもって充てる。
 - 5 部会長は、策定部会を総括し、策定部会を招集し、会議の議長となる。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 第1項各号の部会長は、相互に連絡調整をするため、必要がある場合は、調整のための会議を開くものとする。
 - 8 会長は第1項各号の部会のほか、策定に必要な組織を設置できるものとする。

(策定会議の職務)

第5条 策定会議は、総合計画案及び都市マスター・プラン案の策定に関して調査及び検討を行い、計画案を立案し、その計画案を白井市庁議の設置及び運営に関する規程（平成15年訓令第4号）第1条第1号に規定する白井市政策会議に付議するものとする。

(会員等でない者の出席)

第6条 会長及び部会長は、それぞれ必要と認めるときは、それぞれの会議に属する者以外の者に出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、総務部企画政策課及び環境建設部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条第2項関係)

総務課長	都市計画課長	農政課長	教育総務課長
財政課長	道路課長	商工振興課長	学校教育課長
秘書広報課長	宅地指導課長	社会福祉課長	生涯学習課長
管財契約課長	建築指導課長	高齢者福祉課長	文化課長
企画政策課長	環境課長	子育て支援課長	監査委員事務局長
行政経営改革課長	上下水道課長	保育課長	
課税課長	市民活動支援課長	保健福祉相談室長	
収税課長	市民安全課長	健康課長	
会計課長	市民課長	保険年金課長	

白井市第5次総合計画

基本構想 2016-2025

前期基本計画 2016-2020

平成 28 年 3 月発行

白井市

〒270-1492 千葉県白井市復1123

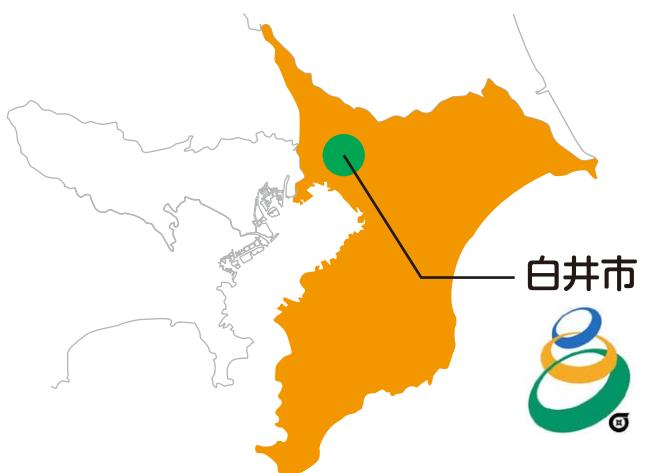
TEL: 047-492-1111

FAX : 047-491-3510

e-mail: kikaku-seisaku@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ : <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

編 集：白井市総務部企画政策課



氏名